

第六十二回 参議院文教委員会會議録第十六号

(三三五)

昭和四十四年六月五日(木曜日)
午前十時三十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 久保 勘一君
理事 楠 正俊君
田村 賢作君
小林 武君
安永 英雄君

委員

小林 国司君
大松 博文君
中村喜四郎君
永野 鎮雄君
平泉 涉君
二木 謙吾君
吉江 勝保君
秋山 長造君
川村 清一君
鈴木 力君
内田 善利君
柏原 ヤス君
萩原幽香子君
小笠原貞子君

國務大臣

文部 大臣 坂田 道太君

政府委員

文部政務次官 久保田藤磨君
文部大臣官房長 安嶋 彌君
文部大臣官房会 安養寺重夫君
計課長 安養寺重夫君
文部省大学学術 村山 松雄君
局長 松雄君
文部省管理局長 岩間英太郎君

事務局側

常任委員会専門 渡辺 猛君

本日の會議に付した案件
○国立学校設置法の一部を改正する等の法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(久保勘一君) ただいまから文教委員会
を開会いたします。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案を
議題といたします。

前回に引き続き質疑を続行いたします。
政府側から坂田文部大臣、村山大学学術局長、
以上の方々が出席いたしております。

本案について質疑の申し出がございますのでこ
れを許します。萩原君。

○萩原幽香子君 きょうも私時間がたいへん短こ
うございますので、かいつまんで申し上げたいと
思います。

三重大学では、全国から六千五百件にのぼる工
学部入試についての問い合わせが殺到しており、
そのつど断わりの返事に大わらわだと聞いており
ます。それはいかにも当然の話で、すでに新入生
を迎えて授業が始まなければならないはずの
いまごろ、まだ募集すらできていないというので
すから、その困惑は当然と察しられるわけでご
います。しかし、それにもまして、受験生や両親
たちの不安はたいへんだと思います。こんな急を
要する問題を、いままで放って置かれたことに、
私はやり切れないふんまんを感じるのでござい
ます。いまさらおくれた理由をお尋ねしようとは思
いません。しかし、およそ子を持つ親なら、ある
いは教育の前進を願う人なら、こうした事態は許

せないはずではなかったかと、まことに遺憾でござ
います。いまこの法律が成立いたしましたとしても、
なお授業開始までには一カ月の時間を要すると
承っております。この期に及んではおくれ入学
する新入生にこれ以上の迷惑をかけない配慮を切
望いたします。一ときも早く本法律の成立を
願って質問を打ち切りたいと存じますが、ただ私
は、現在の大学問題がいかに国民に不安を与え、
大学の無能に憤りを感じさせ、あわせて政治に対
する不信を抱かせたかというのを申し上げて、
大臣の今後のこの問題についての御所見を承って
おきたいと存じます。

五月中旬に、私のところに大学問題について寄せ
られた手紙は十三通ございました。相談に來られ
たのは五件ございました。その中から二つを御紹
介をいたしておきたいと存じます。

一つは、「予備校時代には苦しくて入学という
希望がありました。しかし、せっかく入学は許可
されたにもかかわらず、いつ授業を受けるかさえ
わからぬ昨今では、不安定で落ちつかぬ毎日で
す。一体大学は何を考えているのか。全く無能と
いうことばしかないと考えます。いつまで待てば
よろしいのか。これに対して政府はどのように助
言をしておられるのか。近ごろはどっちを向いて
も信頼できないおとなばかり、」こういったことが
長々とつづられておりました。やり場のないふん
まんを私にぶつけてきたというような形でござ
いました。

もう一つは、ある未亡人のおかあさんからのも
のでございますが、「むすこがせっかく合格した
大学をやめて就職をすると言ひ出しました。紛争
が続いていてもだれもそれをおさめてくれるもの
もない。はたしてこんな大学に入ってもほんとう
の勉強ができるのだろうかと思うといやになった
と申します。でもむすこを大学にやることは私と

なくなつた主人との約束でございました。私は主
人との約束を果たすためにと働き続けてまいり
ました。むすこも一生懸命に勉強を続けてまいり
ました。やうと希望している大学に入学することがで
きたというのに、私は残念でたまりません。どう
して勉強させてやってくださらないのです。私は
このむすこにどう話してやればよろしいのです。
うか。こういうおかあさんの手紙でございます。
この手紙を私は繰り返し読みましたけれども、い
かげんなおさなりな返事は絶対に許されたい問題
でございましょう。こうした自宅待機の新生入生や親
たちにどのように私は答えたらよろしいのです。
うか。非常に苦しんでいるわけでございます。そ
うしてこのまま推移しますならば、何の罪もない
新入生を留年という最悪の事態に追い込むことにな
るのではないでしようか。一体授業開始のタイ
ムリミットはいつなんぞございましょうか。私は
大臣がどのような手段をお考えになつてこの人た
ちにこたえようとしておられるのか、承りたいと
存じます。

さらに私は、去る六月の二日に神戸の婦人会に
招かれて参りました。その席上、文部大臣にぜひ
お尋ねをしてほしいと要望されてまいつた二項目
がございます。

その一つは、国・公立の大学が少ないために、
その肩がわりをしている私立大学に対して国はあ
まりにも冷た過ぎる。授業料の値上げなど今後の
問題が起る心配もございますので、私立大学に
対する補助を基本的に考え直していただけないも
のだろうかどうだろうか、こういう問題、もう

一つは、新聞で見ました政府の大学運営の臨時措
置法案はどうもあまり感心できない、あれだけで
はどんな大学を考えておられるのかさっぱりわか
りません。私たちは、子供に希望を持たせるため
にはどういふすばらしい大学、未来の大学をお考

えになつてゐるのか、そういうものをまず打ち出していただきたいと思ふんです。この法案ではたして大学を正常にすることができると考へると、これはなかなかむづかしいので、紛争処理法案はむしろ紛争法案にもなりかねない、こういったようなことについて、やっぱり文部省としてはこの次の大学はこういうすばらしい大学を考へてゐると、こういうものの中からひとつこういう法案も出していただくほうがいいのではないのか、こういう望みというものをなぞ打ち出していただけないのか。ずいぶん長い時間があったはずなのに、こういう管理運営の面だけをお取り上げになつた理由は一体どこにあるのだろうか、こういうことをぜひ大臣にお聞きをしてもらいたい、大臣のお考えをお聞かせいただきたい、こういう私はおかさん方から質問を、宿題をもつて帰つたわけでございます。私にはこの問題についての回答はどれ一つとしてできるものはない、大臣のお答えはこうであつたということで答へていきたいと思ふわけでございます。どうぞ、こういうたつた国民全体のほんとうに素朴な問いに十分答へ、こういった問題をしっかりと踏まえながら今後のあり方をいろいろと御検討いただきたいと思ふわけでございますが、差しあたり私が非常に悩んでおりますその学生に対する答へ、それからさらにはおかさんに対する答へ、そして最後に二つの要望について大臣のお考えを承りまして、この法案はひととき早く成立させていきたいと思いますことを要望いたしまして質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(坂田道太君) 非常に広範な御質問でございますが、ただいま学生たちは入学はした、しかしながら授業も再開されないうままでおるといふことについて非常な不安と焦燥を感じておるといふことは、私もよく承知できるわけでございます。またその父兄の方々も御心配になつてゐることをともに私は憂へる一人でございます。現在

大学、ことに国立大学におきましては七十五校のうち三十二校が紛争したしておるわけでございまして、あるいは封鎖、占拠あるいは授業がなされておらない、おそらく国立にいたしますと、新入生だけでも一万三千七百二十五人の学生が自宅待機を余儀なくされております。公立が千四百五十八人、私立が一万九百八十八人、合計二万六千七百七十一人、これは五月二十九日で調べましたものでございますが、二万数千人の者が入学をいたしましたけれども自宅待機をしてゐる。また、二年、三年、四年をひつくるめですとおそらく十万人以上の人たちが授業がないうままにほつたらかされておるといふことで、これはまことに私は異常な事態だと思ふわけで、ことに国立は私立よりも教育条件は非常にいい、あるいは授業料にいたしましても御指摘のとおり一万二千元、私立のはうは十萬元あるいはそれ以上のいろいろの名称によるものを取られてゐる。そういうことや、あるいは一教官あたりの学生数にいたしましても比較にならないほど国立の場合はいはうにかかわらず、国立七十五校のうち三十二校がそういう紛争校である。ところが私立のはうは二百七十校のうち九校程度であるといふことは、一体どこからそういうことになるのか、何原因なのかといふことを考えましたときに、簡単に考えられることは、国立の場合には親方日の丸で無責任態勢がとり得る。たとえば一年間も授業をしなくても自分の生活には困らないといふような身分保障が非常に手厚くなされておる。このことが同時に学問の自由といふものを認めることではございませうけれども、どうもその学問の自由を認めることと大学の先生自身が社会に対して責任を持つといふこと、それはやはり両方兼ね備へなければならぬ問題だと思ふのでございますが、そういうことに対する責任といふものがはたして十分に考えられておるかどうか。私学の場合でございまして、もう一回入学試験でがきなかつたならばその学校全体がつぶれてしまふ。学校とともに教職員もつぶれてしまふ。こういうことをひしひしと感ず

るがゆゑに、やはり大学改革、大学の再建あるいは教育の正常化についての心がまえが違ふんじやなからうかといふような気もいたすわけでございまして、そのような点が、いま大学教授たちは一体何をしておるんだといふことが問われているんでないだろうか。そういうような状況において、ただ大学の自治を尊重しなければならぬから、またそれに対して指導、助言あるいは何らかやすることすらこれは自治の介入であるといふて済まされる問題であるかどうか。私は国民の方々やあるいはいま御指摘になりました学生たちの心情を考へますときに、その最終的な責任を持つております文部大臣といひましては、このままで過ごすわけにはまいらぬといふふうに思ひまして、中教審の御答申もございまして、で、その中教審の御答申を見ますと、各般の指導、助言及び行政措置あるいはまたいろいろなことを答申なさつておるわけでございますが、その中におきまして、この紛争処理について有効な手段だといふものが何かないか、もともとがやはり大学みずから自主的に解決するといふことが望ましいのであるが、その自主的解決の努力を助けるというあらゆる手段を講ずるといふことをまず第一にやるべし、そうしてそれがどうしてもいけない場合は、やはりある程度文部大臣が勧告をする、いろいろの非常措置について、とるべき方策についての勧告をできるよ

うにしたらどうか、あるいはまたどうして、もう授業放棄され、あるいは占拠され、にっちもさつちもいなくなつた、学生も教育研究ができな、先生も研究もできないと、そういう事態になつたならば、教育研究を一時停止して、そしてお互いに頭を冷やして考え直すといふことによつて収拾をはかるということも考へたらどうか、どうかといふような答申もございまして、必要最小限のそういうような中教審の御答申も踏まえまして立法をたたいま国会に提出をいたしてゐるわけでありませう。しかし、私も単に一片の法律でもつてすべてが解決するとは思ひません。しかし、この法律が一

つの紛争解決の糸口になるといふふうには考へておるわけでございませう。また大学の問題といふのはしばしば私が申し上げておるわけでございませうから、一片の法律をかかえておるわけでございませうから、問題だとは考へておる。相当時間をかけて、そうしてじっくりと、御指摘のように新しい国民のための大学、閉ざされた大学から開かれた大学といふ、その開かれた大学といふのはどうなればならないかといふようなことをやはり明確にして、その中において解決をしていくといふことではなければならぬのじやないかと思ひます。また、その開かれた大学、国民のための大学といふのは一体どういふものかといふことにつきましては、この六月以降中教審のやはり御審議をわづらわしたいと考へております。いずれまた御答申があると思ひます。われわれ自体も、それについていろいろの構想を描いてゐるわけでございませう。たとへて申し上げますならば、はたして今日、国・公・私立といふふうに分かれておるけれども、国立にはそのような手厚い政府の経費が支払われているにもかかわらず、同じ学生一人当たりに対しては少額しか国が援助しておらないといふことはどうなのか。世界的な大学、世界のいろいろの例を見ましても、今日では設置者が国立であるとかあるいは州立であるとかあるいは私立であるとかといふようなことは別個に、やはり公教育あるいは公の高等教育機関という形において相当の国の支出をしてゐることを考へた場合に、この国・公・私立のかきねをある程度撤廃するといふようなことも考へられないか、あるいは大学についてももう少し種別化をやる必要があるのじやないか。大学院を中心としたそういう学問研究を主体とした大学、あるいは一般高

り当面の問題は当面の問題として処理していか
なければ、いま困っております学生にもたえられ
ないし、また心配している父兄の方々にもたえ
られないのじゃないかというふうに思うわけで
ございます。

私学につきましては、細々ではございますけれ
ども、昭和四十四年度、ことしの予算におきま
しても多少は私立学校振興会の経営費の貸し付け
金を、十億から五十億に増額いたしましたし、
あるいはその貸し付け利率の引き下げと貸し付
年限の延長をはかるというようなこともいたした
わけでございます。あるいはまた私立大学教育研
究費補助金を三十三億にいたしまして、昨年度
は光熱水道費というものを認められなかったわけ
でございますが、これを認められなかったため
に、せつかく三十億円の予算があつたにもか
わらず、実際それを私立大学でこなしきれな
かった。

そのこなしきれなかった原因というものが、む
しろ光熱水道というものをこの中に入れなかつた
というところに問題があるので、その点を今後の予
算折衝におきまして大蔵大臣とよくお話し合
いたしまして、光熱水道にもその補助対象を拡大
した。これは一つの前進だと私もは考えている
わけでございます。しかし、こういうようなこと
ではとうてい今日の私立大学の紛争の原因とな
っておりません。授業料の引き上げであるとか、あ
るいは教育施設設備の充実であるとか、あるいは
教官の待遇が、毎年毎年国立については上が
っていく、公立についても上がっていくにかかわ
らず、私立は授業料を主体としてしか財源をまか
なれないという今日の事情から考えて、何らかの
經常支出というものを国に仰がなければなら
ないというせつぱ詰まった気持ちもあるわけで、
この辺の私立大学に対する援助をどうするかとい
うことはわれわれに課された大きな課題であるとい
うふうに思っているわけでございまして、これをど
ういうふうに対処していくかは今後の問題と考
えましても、御指摘の、私立大学に対して何
かの助成をしていくという方向は、先生の御指

のとおりというふうに考えております。また今日
の大学管理、この大学の運営法につきましては、
いよいよ国会に提出をいたしましたわけでござ
います。いづれまた皆さま方の御審議をわす
れたいと思いません。ただ私は、これによつて直ちに
この紛争がおさまるとは思いません。しかし先ほど
申しますように、これがきつかけとなつて、糸口
となつて、紛争への解決の糸口は確かに開かれる
というふうに考えておるわけでございまして、ど
うかひとつ皆さま方の御協力をお願いしたいと考
えておる次第でございまして。

○萩原幽香子君 まだ私の時間は余つてい
るわけでございますが、もうこの問題はひとときも早く成
立させたい私の願いを込めて、ここで質問を終
らせていただきます。

○小笠原貞子君 いま提案されております国立
校設置法の一部改正案によりまして、三重大に工
学部、それから大阪外大に大学院を設置する
というところになって、その設置に伴つて増員さ
れる職員数というものがせんだつて委員会の方で
言われております。三重大では教授二、助手二、
事務職員八、大阪外大のほうでは全くと
数になつていくわけなんですけれども、こ
ういふ非常に要求があつて、そしてまた必要と認めら
れて設置される法案の中で、これだけの教官や助
授や事務職員の数ではたしてほんとうに大学とし
ての、工学部としての教育ができるかと考
へて、工学部としての教育ができておるわけ
になつていらないのか。また外大の大学院につ
いては全くとゼロということになつておるわけ
なんです。ゼロということになりますと、結局兼務と
いうことでまかなわれていくということにな
ると思うのですけれども、そういうことではたして設
置されて、意義ある教育というものができるかど
うかということ。そのことについてお伺い
したいし、また大学側としては、この設置に伴
つてどういふ教育をしたい、どういふ人数を確保し
たい、あるいは要求などが出されておるし、
それはどういふものであつたか、まづお聞きした
と思います。

○政府委員(村山松雄君) 三重大の工学部につ
きましては、前回のこの委員会でも御説明申し上げ
ましたように、四年間の学年進行をもちまして漸
次職員、施設の充実をやつてまいります。ただ
ま御指摘のありました十二名というのは、四十四
年度、初年度の増員数であります。今後の分につ
きましては、学部、工学部、それから学科、これ
は機械と電気でありまして、工学部の学科につ
いては定型的になつておりますので、大蔵省と折衝
して漸次学年進行的に充員がはかれることにな
つております。それから大阪外国語大学の大学
院につきましては、大学院設置に直結する職員の
増加は御指摘のようにゼロでございます。これは
考え方といたしまして、大学院は、充実した学部
の上に、これを基礎として置くという考え方をと
っております。この考え方につきましての議論は別
といたしまして、従来そのような方式でやつてお
りますので、大阪外国語大学につきましては少な
くとも修士課程の大学院を置くだけの教官組織が
充実しておるという前提で、必要な研究費ある
いは物件費を約七百万円程度新規増することによ
つて大学院の設置を行なうということでございます
が、これは直結はいたしません、大阪外国語
大学の学部につきましてこれを補強する意味合い
におきまして四十四年度に教官八人、その他の職
員六人、計十四名の増員を考えております。これ
は学部段階の一その増強をはかるという考え方
でございます。なお、大学の予算の要求でござ
います。学部、工学部につきましても、大学院につ
きましても、大学設置基準にあるいは従来の予算の関
連がございまして、大学もそのようなことは十分
承知しておりますので、基準に適合した予算の要
求をいたしておりますので、まあ大学の要求と文
部省の予算措置とは食い違ひがないわけでござ
います。

ちがはんと満足できるような教育を受けたい
と、研究をしたいということでございますので、
この設置に伴つて、次年度からのいろいろな予
算措置とか、人員についても十分な配慮されるよ
うにということをつけ加えてお願いしておきたい
と思つておるわけでございます。

この設置法に関連して二、三ちょっとお伺い
したいんですが、先ほど大臣のほうで国立大学に
は相当の予算が出されているということを言われ
ましたし、いままで、衆議院の本院議でも、予算
委員会なんかでも、ちょっと耳にたこができるく
らい国立大学、特に東大においては一人二百二十
六万円も出されている。非常に十分な教育費とい
うものが出されているのかのよう聞こえるんです、
その発言の中で、そこで、実際その二百二十六万
円という費用というものがどういふ算出基準で出
されているのかということ、幾度も文部省のほう
にお伺いしているわけなんですけれども、よくわ
かりませんので、その二百二十六万円がこれだけ
出している、確信を持って何度も言われました
その二百二十六万円の中身ですね、大まかにじゃ
わかんないですから、具体的にどういふことで出
しているかということ詳しくおっしゃつていた
だきたい。

○政府委員(村山松雄君) 学生一人当たりの経費
というのは、その経費の総額におきましても、そ
れからそれを除く学生の数にしまして、いろ
いろな取り方があるわけでございまして、大臣が
二百二十六万円と申されておられますのは、東京大
学の昭和四十一年度の決算額、これは学部、病
院、附置研究所を含めたものの総額でございま
すが、これを分子といたしまして、四十一年五月一
日現在の在学学生数、これは学部学生と、それから
大学院学生、それから聴講生などを含んでござ
います。この総数で除して得た値を単純に二百
二十六万円と言ひまして、これを申し上げてお
るわけでござ
います。

○小笠原貞子君 その割られました額ですね。そ
れの中身、どういふんですか。いま聞きますと、学
部

の費用に、それから病院の費用に、それから附置研究所の費用というのがあるわけですね。その学部の中にどういふのが入っていて、そうして病院の中に、附置研究所の中に、そこまでいけば時間が必要になります。たとえば、東大の学部の中の費用というのがどういふ項目になっているかというのを聞きたいわけですね。計算して割ったら百二十六万円というところは発言の中でわかるわけですから、その中身を聞きたい。

○政府委員(村山松雄君) これは要するに、昭和四十一年度の東京大学に投ぜられた国費の総額を対象としてそれを学生数で割ったものです。○小笠原貞子君 それはわかるんです。東大に出されたその国費の総額の中身を聞きたいんです。どういふ項目でどれだけ出しているか。

○政府委員(村山松雄君) 人件費、物件費、施設費、設備費等の、こういう一切の額でございます。○小笠原貞子君 それくらいはわかるんです。私のほうでも。だから、東大にかかった費用がこれだけだから数で割ったという単純な数で、こういうふうになくさんの費用を出しているのに紛争起こすのはけしからぬということがまず結びつくわけですね。

○国務大臣(坂田道太君) ほかの私立との比較……○小笠原貞子君 だから、東大全部に国費としてつぎ込んだ、そうすると、いまおっしゃった中でも、人件費入っているわけですね。職員基本給というのが入っているし、手当が入っているし、超過勤務手当が入っているだろうし、休職者給与が入っているだろうし、公務災害補償費も入っているだろうし、退職手当も入っているだろうし、そういうものをずうっと聞きたいわけですね。そこをほんとうに聞かないと、学生たちがほんとうに要求している見合った予算かどうか。これを詳しく質問いたしますから、どうぞお答えいただきたいと、出しているわけですよ。そこをところを教

えてほしいわけですね。

○政府委員(村山松雄君) とにかく予算でいろいろな費目がございますが、それらの一切でございす。ですから一々申し上げる必要はないかと思ひます。

○小笠原貞子君 申し上げる必要はないと言われども、あなたのほうには必要ないけれども、私のほうには必要あるからいま質問しているわけなんです。この大学の問題というものは局長、めんどろなこともあるんですけども、めんどろだとか、複雑だとかというところで、すぐ解決できないわけでしょう。だから、めんどろだとか複雑だとかは、どの辺がめんどろでどの辺が複雑なのかという、あくまでも科学的に資料出していただいて、そうして私のほうで判断しなければ、一切の費用でございすと言われただけでは、こちらは幾ら頭を使ってもその中身までわからないわけですね。何度お聞きしてもそういうお答えだということでは、こういう費用の項目や額をお出しになるのは何か差しつかえがあるのですか。

○政府委員(村山松雄君) 昭和四十一年度の国立学校特別会計のほうに計上されている人件費、物件費それから施設設備費、これの一切でございすので、これを一々申し上げますと、要するに予算の各目明細表の費目を全部読み上げることになるのであります。御指摘のような例をあげれば、人件費でありますから俸給諸手当等でございますし、それから人に伴うものとしては人頭で計算しております。庁費あるいは校費それから旅費、そういうものが入ります。それからあと物件費といひましては、物的なものとしては機械、器具、備品等の購入費。それから運営費のものといたしましては光熱水料あるいは諸謝金、借料等でございます。それから施設といひましては建物の建設、修繕、維持、こういうふうな経費でございす。それらを全部含めまして東京大学総額は約二百二十億程度になります。先ほど申し上げました学部学生、大学院生、聴講生の四十年五月一日現在の指定統計にあがった数字で割ったものが百二十六万円という数字になるわけ

であります。

○小笠原貞子君 大体の項目というのは私たちがある程度のところはわかるのです。その程度のところでもわかって、具体的にいろいろと判断できない問題があるわけですね。特に大学の問題については財政面で非常に苦労していますし、そちらのほうでも財政投資で締めつけてしまふということなされることもあるわけですから、その財政問題というものは非常に大学にとっても大事だし、また私たちが結果としてほんとうに真剣にこの問題を検討しようとする、そういう費用の項目についてこれがどのくらいになっているかということについて詳しくお伺いしたいということとを再三申し上げてお答えいただきたと申し上げたのですけれども、その準備を全然されていないわけなんです、いまの御答弁を伺いますと。そうすると、ほんとうにこちらで真剣に考えたいし検討したいというのには、文部省として答えていただけないというのには、一体どういふのでしょうか。文部省すいぶん怠慢だと思ひます。それじゃそういうことができないという何か理由があるのですか、それを知らせたいけないというところでもあるのですか。

○政府委員(村山松雄君) 大体わかる限りのことは申し上げているつもりです。

○国務大臣(坂田道太君) 小笠原さんの御質問の意味は私もわかるわけですね。というのには、小笠原さんのところで調べになっているのを私ちょっとでございすけれども拝見いたしました。非常によく私は御調査になっていると思ひます。実を言つて、そういうふうな共産党さんで調べているのとは違ひます。いま私たちが考えているのと違ひます。いま私たちが考えているのは、附置病院や附置研究所といふものを含んでいるわけですね。そうすると、東大を考えると附置研究所が十四ある、そうして学部は十。そうすると附置研究所を含む

場合と含まない場合とでは非常に違ひのじゃないか、学生の実態について。学部学生だけのところには出てこないのじゃないかということも私はあると思ひます。ところが、そういうようなこまかいいわば算定というものを、実はまだ基本的に、率直に申し上げましてやっております。部分的にこういうようなあれはありますけれども、そういう一つの見方でもって全部東大を見るとか、あるいは大学を見るときにどういふことをやっていると、私は思ひます。ですから、それをやろうといひますと、実は相当時間がかかると思ひます。政府としてこれを出します場合は、単に普通のそれか個人が出す場合と違ひて、やはりそれです。で、正確を期さなければなりません。したがって、このことは私自身もそういう各大学を同じ方式によつてどういふような実態にあるのかということをやらず知らなければ、どういふふうな改革すべきであるかというところは実は出てこない。こういうことは先生御指摘のとおりだと思ひます。その点については少し私は時間をかけまして出したいと考えております。ただ先般から御要求がございましたので、申し上げられども、なかなかある程度しか実はお答えできないというところは、ひとつ御了承をいただきたというふうな思ひます。正確な数字は、あるいはもう少し古くなつたかと思ひますけれども、たとえば東大は一万五、六千人の学生、大学院生に対して、大体助手を含めると三千五百人くらいの教員がいる。あるいは五千近くの事務職員がいる。そうすると八千五百人くらいの人でもって一万五、六千の教育研究及び管理運営をやつておる。こういう実態を考えますと、普通の自由社会の常識から考えると、そんなことがあり得るのかということだと思ひます。しかし東大に入つてみますと、それでも人は足りないというやうな感じは実は持つておる。それは一体どういふのか。考えれば、私はやはり十の学部と十四の研

研究所とあって、それがごっちゃになって、あるいは
研究所の人たちがもう少し学部やあるいは大学院
の学生に対して教授をするとか何とかというよう
なことだとして考えられないことではないのじゃな
いか。しかし現在の仕組みでは、とうていそうい
うことも考えられない。したがって、それでも人
数は足りない、こう言っておる。しかし一五、六
千人の学生及び大学院生に対して、事務職員も含
めてでございますけれども、八千五百人でこれを
やっておるということは、このままそれでいいの
かどうかということはおもちゃと分析してみな
ければいけない。確かに教育研究は金がかかる
し、人手はかかるということはおかたの構えですけ
ども、これでいいのか。そうすると、それでは私
立は一体どうやっておるのかという比較も考えな
ければなりませんし、そこにやはり今日、国立大
学の紛争は、先ほど萩原先生にもお答えしました
ように、ある程度頭から言うならば、相当に私立よ
りも教官もそろっているにかかわらず、実際受け
る学生の身になればあまり変わらない。あるいは
むしろ教官との接触が悪いというような統計さえ
出るといふようなことでは、やはり何か管理運営
が間違っているのではないかとということになるの
でございますので、その辺のところはやはりもう
少し緻密な実態調査ということが必要だと思いま
す。その点については、ひとつ御了承いただきま
して、できるだけ公表できるものは公表したいと
いうことをわれわれはつとめたいと考えておりま
す。このところはひとつ御了承願いたいと思いま
す。

○小笠原貞子君 あと聞きたいことがありますか
ら、そこであまり時間を取りたくありませんけれ
ども、文部省として検討されるのいろいろとま
だお時間がかかるということもあると思いま
すけれども、私のほうは検討の結果を伺っておる
というのではなくて、数字で出ているわけですね。
四十一年度の決算額は、これに何%使われる、四
十四年度の予算については予算書の中でこまかく
数字が出ておりました。ですから、そういう数

字を伺わしていただければ、私たちの場合は、私の
ほうではそれを伺って、そうしてよりよい大学を
つくるためには問題はどこにあるのかということ
を私は私なりに検討したいわけです。だからその
数字をお出しになるのに、もう出ている数字で
から時間をおかけにならなくても済むわけござ
いますから、だからきょうは言っていたくわけ
にもいかぬでしょうけれども、あとでいざまた
お伺いしたいと思えますから、そのとき見せて
いただくなり、お答えをいただくという保証をこ
でいただきたいと思うわけなんです。

○国務大臣(坂田道太君) 決算でございますか
ら、お出ししたいと思えます。

○小笠原貞子君 四十四年度分についてもまたお
伺いしたいときにあとで参上いたしますので、そ
の節はいろいろと見せていただきたいと思いま
す。

それじゃ次に移りますけれども、いま私がその
辺のところ、もうほんとうに大学問題が起きると
きから非常に考えましたことは、膨大なお金を使
われている、一人について百二十六万もかけてい
るというその演説を聞きますと、大臣の発言なん
というものはなかなか信頼性があるので、そんな
に百二十六万も使っているのかというふうと思っ
ているわけなんです。しかしその中身を見ます
と、極端な話が、それこそ人件費から何まで入っ
て、コンクリートから材木まで全部入れてしまっ
て、そうして病院から付置研究所まで入れてしま
うというたいへんなものが入っているわけなんです。
そこで、ほんとうに私が言いたいと思うことは、
それでは実際にいまの学生や、いまの大学におけ
る教官たちが、この進んだ科学の中でほんとうに
いい研究をしたい、学問を学びたいというときの
実際の費用というのが一体どれくらいになってき
ているのか、ここが知りたいわけなんです。そう
いうような具体的に教官や学生の研究に関する費
用ということになりますと、学生当たり積算校費
とか、それから教官当たり積算校費、教官研究旅
費、こういうことになってくるのではないかと、

そういうふうに思うわけなんです。そういうよう
な具体的な基準的経費、これがどういうふうに改
善されているのかというところが、一つは大きな
問題になると思うわけなんです。その辺のところ
を、実際の具体的な研究のための費用というもの
が、どういうふうに現在改善されてきているかと
いうことをちょっとお伺いしたいと思えます。

○政府委員(村山松雄君) 大学の教育研究に充
当されます経費はいろいろあるわけでありま
すが、比較的関連の高いものとしては、御指摘のよ
うに教官当たり積算校費、学生当たり積算校費、
あるいは教官研究旅費等でございます。これは年
単価の改定をはかってまいっております。これは
最近は一割前後の改定をやっておりますが、四十
四年度につきましては、いずれも八%の改定を
やっております。なお、一般的に増加する以外
に、内容をきめこまかくできるだけ実情に合わせ
たいということで、たとえば教員養成関係の学部
の学生当たりの積算校費については平均八%であ
りますが、理科系の単価に近づけるとか、あるい
は教官当たり積算校費で、これは現在実験、非実
験、臨床という三つの区分で単価を計上いたして
おりますが、非実験に当たっているものは金額が
少ないわけでございますけれども、非実験の科目
でも実験的なことをやるといふものについては、
積算の区分を非実験から実験に切りかえるとい
うような措置をやっております。金額で申し上げま
すと、四十四年度の予算で学生当たり積算校費は
六十九億で、前年度に比しますと十億の増加に
なっております。それから教官当たり積算校費は
二百三十六億で、前年比二十六億の増加にな
っております。それから教官研究旅費は十億八千万で、
前年比一億一千万の増加になっております。それ
らが教育研究に比較的関連の深い費目の現在の充
実の状況でございます。

○小笠原貞子君 なお、前年度比一〇%ないしは
八%というのがこの間うち委員会でもお答えをい
ただいておるわけなんですけれども、私いつも言
いますけれども、前年度に比べてよくなったとい

うことでは、それは一つの比較の方法であるかも
しれないけれども、正確に学問研究の保障とい
うものに対しての比較では正確じゃないと思うので
すよ。たとえば私こうやって調べてみたら、
物価との比較ですね、これももちろん御承知だろ
うと思えますけれども、その物価の単価を比較いた
しますと、昭和十年から四十三年までというのを見
ますと、物価の上がりというものが総理府統計局で
も四九八・一になっているわけなんです。その物
価が四九八・一にもなっているのに、教官当た
り積算校費の中で一番高いところを見ますと、講
座制の実験で四四八・一です。一番高いところで
も戦前の昭和十年並みにまだいいっていないとい
うことなんです。それから低いところにいきま
す、学科制の助教教授の場合ですと、二二・五
になっています。それからそれから研究旅費なん
かに至っては講座制助教教授が四二・五です。そ
れから学科制助教教授が四三・八、こういうふう
になっているわけなんです。そうするとどう研究旅費
というのは物価指数のほうで四九八、約五〇〇に
なっているのに、わずか四四八なんです。十分の一
にしかなっていないわけなんです。だから前年度
に比べて八%ふやしたといわれても、いまの物価
指数と具体的な現在の活動を行なう上での比較に
おいて出してみると、大学の運営の費用というの
は、低いところは戦前並みにやと追いつくぐら
い、低いところは戦前並みの十分の一ぐらいにし
かならないということになるわけです。そういう
ふうなことを考えますと、一体これでいいものな
のかどうなのか、この辺を大臣としてどういう
ふうにお考えになつていらっしゃるかということ
を伺わしていただきたいと思います。

○政府委員(村山松雄君) 大臣のお答えの前に、
ちょっと事務的な御説明を申し上げますと、教官
当たり積算校費を消費物価指数と対比いたしま
すと、大体御指摘のような状況で、なおおくれ
ております。さらに増額の努力が必要だと考えま
す。ただ戦前と現在とでは事情が違ふことも御了
承いただきたいと思います。と申しますのは、戦前

の教官当たり積算校費、當時は講座研究費と言っておりましたけれども、これは人件費まで含めまして、大学の教育、研究、運営の一切をまかなうような考え方であつたわけでございますが、戦後はまず人件費ははずれておりますし、それから戦後の教育、研究、特に自然科学系につきましては大型の機械設備等が必要になります。そのような設備の充実のための費用などは教官当たり積算校費ではこまかい機械は買いますけれども、少し金のかさむものは別立ての特別設備費あるいは設備更新費というような費目を立ててそちらのほうで充実につとめております。それらいろんな手立てを含めまして教育研究ができるだけ支障なくやつていきたいということをやつておりますから、教官当たり積算校費にいたしましたでも、なお充実は必要でございますが、これだけですべてをまかなうという考え方では必ずしもないわけでござい

○國務大臣(坂田道太君) 毎年の予算で八%増とか九%増とか、そういうことだけでは私やはり教官研究費というものが適當であるかどうかということとはわからない。その一つの尺度としていま局長から御説明いたしましたわけでございますが、私もいまから十年か十一年前に実は東大に行きまして、三日がかりで教官研究費について調べたことがございます。その当時文部省に聞きましてけれども、なかなか文部省が教えてくれないんでわからなかったというところを経験しております。でございますが、結局そのときに昭和九年、十年、十一年の平均を一〇〇として計算いたしますと、たしか私の記憶では三分の一程度であったのではないか。そこで当時の矢内原さんと、その次がすぐ茅先生が学長になられて、茅先生と一緒になつて、これでは日本の學問研究がおくれてしまうというところで、その年の予算折衝ではだめでございますけれども、その翌年から大蔵省もようやくその壁を開いてくれまして、たしか二割増をやつてくれた。それから少しづつきて、大体いまお答え申し上げましたようなことで戦前並みの水準ま

できたんじゃないか。しかし、それで十分だとは言えないというふうに思います。こういうような点がこれから先のやはり大学問題を考えていく場合において一つのポイントと考えて、大衆社会の大学ということと同時に、やはり非常に高度な教育研究、基礎的な研究体制というものの確立を急がなければならぬということだけははっきり言えると思います。

○小笠原貞子君 いろいろな算出のやり方で、人件費が入っていたのが今度は抜けたというようなことはあると思います。教官研究旅費なんかにしてみれば、完全にそんなほかのものはないわけですから比較できるわけです。そうすると戦前に比べてから十分の程度だということからして、ほんとうに必要な教官や学生の研究費、教育に必要な費用というのは実に少ないということがいえると思うのです。その一方で大臣は百二十六万ということを何度も言われるものですから、非常にそれはまずいと思うのです。全くもうこういふふう

に戦前並みにもゆかないような研究状態に置かれておる。それに人件費から光熱費からコンクリート、材木までみんな入れてしまつて百二十六万というようなことでは全くとんでもないことだということをお願いしたいと思います。それでいまお聞きただけでも、もう常に大学当局としては経費というものにたいへん苦勞しているわけです。その苦勞しているところをきゅつとつかまえられるまで、紛争だとこの予算はカットだ、こういうふうにそちらのほうは出ていらつしやるわけです。そういう予算カットの次官通達をお出しになりましたけれども、その予算を押えちゃうというのは一体的にどういう根拠でできるのですか。

○政府委員(村山松雄君) 予算の執行が文部大臣の権限でございますので、これは会計諸法規にのっとって適正に行なわれるようにやるわけでございます。そこで紛争大学においては、たとえは施設費のごときものは適正に建築計画が進められないおそれもある。それから設備費等につきましても、その目的とするところの機械を購入して使

用するということが必ずしも予測できない事情がある。そういうことからいたしまして、予算に計上された費目でさしあたり適正、適法に使用される具体的な見通しの乏しいものは、とりあえず保留するというのが現段階でございます。

○小笠原貞子君　ちよつとまだしろうとでわかつていて、それで法的にはどういう法律のどこにあるのですか、その予算を必要に応じてカットする――むずかしいですから教えてください。

○政府委員(安養寺重夫君) 手元に法規はござい
ませんが、予算決算及び会計令の三十九条という
ところが根拠になっております。

○小笠原貞子君　ちよつといまそこまで伺いましたので、この次までにちよつとそこところをもうひとつ突っ込んで伺いますから、きょうのところはそこまで伺いません。そこところだいぶ問題ありそうなんです。

次に、もう時間もたちましたのでお伺いいたしますけれども、大学紛争の現状というのは文部省のほうで調査なすつていらっしゃるわけですね、五月三十日現在。この調査なすつたときに、現状は調査なすつたけれども、それぞれの学校でどういう具体的な問題から紛争が起きているかというような御調査はなすつていらっしゃるんでしょうか。

す。
○小笠原貞子君 承知しておりますというのは、その調査というのはいまだにできていないというところなんです。

ておるということでございます。

○小笠原貞子君 報告を受けていらつしやるというのとは当然だろうと思えますけれども、やはり大
学紛争をどう解決するかという場合には、やはり
その最も直接的原因というものをどう解決する
かということにつなげていくと思うのです。そ

ういう体的な原因というものがどうで、これについてどう解決しなければならぬかというのが立てられなければならないのに、いままでの御答弁や、いままでなすつていらつしやるところを見ると、非常にその紛争の原因というものが具体的に調査されていない。具体的にもし調査されているとすれば、それについてこうこうすべきだという、紛争そのものについての解決の策というものが出されていないわけなんです。紛争が起こっている、だから先ほども大臣おっしゃいました、これは大学の教官に責任があるのだ、こういうことなんです。確かに教官にも一部そういう責任があるという考え方があってもわかりませんけれども、文部省自身として、こういう紛争が起きるというのに対して、まず責任者がみずからの責任を反省してから人に言わなきゃいけないのに、もっぱら大学の先生に自治能力がないとか、自治だけは主張するけれども、さっぱりやってないんだとかいうような非常に無責任な発言に聞こえます、いままでのところでは。私のほうは、やはり日本共産党は科学的にやりますから、調査をしたわけでも、もうお目にとまったかもしれないけれども、一月からと、三月から今度は第二次をやったわけですけれども、こういうふうに具体的に調査してみますと、非常に問題はつきりしてくるわけなんです。こういう問題についての解決法というのも次に出てくるわけなんです。そういうふうに文部省としても具体的な問題についての解決の方法というものをとお考えになっていただきたいと思うのです。中教審なんかみても、非常に抽象的なことばですよ。そして原因は何だといってこの間安永委員お聞きになっても、文部大臣はルネサンス以来という、もう歴史的、社会的にたいへんな学識を被歴されるわけけれども、そういう社会的要因だとか、いろいろ歴史的条件というようなものは現実にあるわけですから、この現実に立つて、いまだういう原因で起きているかというところの原因というものをばつきり調査していただかなければならないと思うわけなんです。そういうの

申し込んでおるし、そうして研究費といったものをずいぶんその大学に注ぎ込んでおる、こういう実態を私も一部分知っているわけですが、いま文部省として国立の大学に他のほうから研究委託を受けておる件数、それからどういふ内容で研究委託を受けておるのか、こういふ点についての現在の情勢について報告を願えば幸いだと思います。

○政府委員(村山松雄君) 受託研究につきましては、大体国立学校特別会計で三億円程度の予算のワタを設けておりまして、個々の大学において研究委託の申し込みがありますと、当該学長がこれを審査して当該大学の教育研究目的に反しない範囲のものであればこれを認めて、委託者と契約を結び、同時に文部省に連絡をしてこれを予算化す

る、こういう手続をとっておりまして、大体ほぼ毎年予算額をこなしておるのが実情でございます。

○安永英雄君 一つのワクをきめて、そうして研究の性質、内容を検討しておるけれども、一応ワクをこしておる、こういう話ですが、そこまでおっしゃるなら、件数をおっしゃっていただきたい。

○政府委員(村山松雄君) いま手元に資料がございませんので、至急取り寄せます。

○安永英雄君 いまのお話で、私も今後調査してみたいと思うのですが、そのワクをわずかに毎年出ているというような印象の答弁でしたけれども、一応いまおっしゃったのは、大学のほうから文部省のほうに申請といたしますか相談をしての額だと思ふのです。ところが、私の一部分の調査ですけれども、東大の場合で八十七件、こんなにたくさん

あるのです。そうして約四千万くらいの金額が研究費として入ってきている。こういう数も一応調査してみたわけですが、たとえば東大の生産技術研究所、この委託の件数は四十三年で三十件、そうしてこだけで五百五十三万の金額が入っている。ところがこの五百五十三万の委託費、研究費というものが入っていないが、国のはうへ報告したのは二件、三十一万、こういう私は調査をしてみ

ました。したがって、いま一つのワクをつくって、そうして文部省に相談をしてその研究を受託をして、そしてそれに伴う研究費というものはそのワクをわづかしておるといっても、これだけを見ても、文部省の知らない相当の金額というものが各大学の委託研究費として入っているということを御存じですか。

○政府委員(村山松雄君) 受託研究につきまして成規の扱いを御説明申し上げたわけでありまして、この成規の扱いをしない大学が事実上受け入れて経理している——大学というよりは教授個人といえますか、教室単位といえますか、そういうことで大学の会計を通らず、したがって文部省も通らないで委託を受けて研究をやっておられるのが若干あるようにございまして、実は昭和四十二年度分につきましては会計検査院からの指摘も受けまして、それから参議院の決算委員会でも御指摘がありましたので、目下、成規の道を通らない事実上の受託研究の実態につきましては調査をしておるところでございます。

○安永英雄君 研究調査をいまだやられるというところでございけれども、これについては何か今日まで文部省としてそういった指導をなさったことがありませんか。私は明らかに予決令の違反だと思ふ、違反行為なんです。出てきて、そして多少ありまから、いまから調査しますでは済まないような内容だと思ふのです。この点いまままでの調査なり指導というものはどういうことが行なわれましたか。

○政府委員(村山松雄君) まず、制度として大学がその教育研究と関連のある分野で、外部からの研究委託を受けるという事柄自体は決してとがむべきことではなく、また場合によっては奨励してもしかるべき事情もあらうかと思いますが、そのやり方が会計法規に従わないで、いわば私的に行なわれるということは適当でないで、昭和三十三年に大学会計制度を特別会計にした際に受託研究あるいは奨学寄付といったようなものはつきり特別会計のワクを設定して、正規に経理

する道を開いたわけでございます。しかし、それがやや周知徹底を欠いて、なお事実上の経理が行なわれているということもございましたので、さらに昭和四十二年に次官通達を出して、経理のやり方について研究者にも支障がないように、会計経理としても適正であるようにという観点から指導通達を出しまして、それによることを指導してまいったわけでありまして、なお若干周知徹底の不十分、あるいは大学側で何と申しますか、会計法規に不馴れというような点もありまして、正規の道を通らないものがあるのは、御指摘のようにこれは会計法令に違反するものでありますので、きわめて遺憾な問題でありますので、よく実情を調べて善処したいと思ひます。

○安永英雄君 いま局長は重要なことをおっしゃったと思うのです。こういった研究委託というものは責められる問題でもないし、むしろ推奨すべきものだと思うとおっしゃった。私はいまからこの問題についてたまたまと思ひます。推奨すべきである、しかも国立大学においても、私は先ほど長崎大学の問題を申しましたけれども、校舎施設の問題にしても、研究費の問題にしても、私は少なくとも国立の大学というものは十分に持つてやるのが予算を、経費というものを十分に持つてやるのが私は本筋だ、むしろ研究委託というものを推奨するという立場というのは、それはたとえ財政上の問題とか、金の問題ならば多少考えられることもあるけれども、本質的に国立大学の学問の研究、こういったものに外部の研究委託というものを文部省自体が推奨するという立場をとればどういった事態が起こってくるか目に見えていやしませんが、局長、いまの問題についてはほんとうにあなたそう思っているのですか、推奨するということ。

○政府委員(村山松雄君) そもそも新制の国立大学が学校教育法によってできまして、当時昭和二十三年、四年にかけまして、一府県に少なくとも一大学をつくる、それは地域の協力も得て設置をするし、また地域の産業、経済社会等にサービスする

というような理念がうたわれた事実がございまして。国立大学の設置につきましてはすべて地域の旧制大学などは除きまして、地域の御協力を得ておりますし、またその教育研究面においても地域の対する関連ということは十分考慮してしかるべき問題だと思ひます。ただ、それがために大学の教育研究の自主性を失ってはならないわけでありまして、自主性を失わないという前提はもちろんでございまして、その限りに於いて大学が教育研究を通じて地域社会に奉仕するということは推奨すべき問題だと思ひます。たとえば、最近も報道されておりますが、鳥取大学の農学部におきまして鳥取の砂丘地の研究を多年やっております。このための研究施設もつくり、砂丘地に適合した農作の方法、それから品種の選定などの研究をし、地域と協力関係に立つて、あの砂丘が非常に生産力のある地帯になってきておる。これはほんの一例でありますけれども、そういう意味合いにおきまして、研究につきましては大学の自主性を失わない限りにおいては委託を受けるということは一向に差しつかえがないと、かように思っております。

○安永英雄君 大学の研究の自主性をそこなわない範囲においては、これはもう推奨すべきだというのには、私は行き過ぎだと思ふのです。いま砂丘の農業の話もありましたけれども、当然これは国立大学として地域のたとえサービスという問題があつても、私は大学自体がその問題に取り組んでいくという立場が本筋であつて、別にこの鳥取大学の研究というのは委託を受けたからこれをやるのだ、こういう問題ではないと思ふのです。積極的に大学自体が自主的に取り組む問題だと思ふ。少なくともこの委託を受け、委託費をもらひ、そしてそこで研究をやっていく場合に、自主性というものは少なくともそこなわれるという方向に向いていく危険性があるということとは、これは文部省として指導される場合に基本的に持つていなければならぬ問題ではないか、私はそう思ふ。どんな委託費、研究費を集めて、そして大学の自主

というものは多少横に副次的に置いて、そしてそれがそこなわれないということであれば、幾らでももらひなさい、こういった推奨ということとは、局長としては取り消してもらひたい。いまの大学の紛争という問題も、こちら辺に非常に起こつてきておる問題じゃないですか。それに局長のことばとして、委託の問題については、たとえそれが自主性という歯どめがあるにしても、これは推奨すべきという筋合いの問題ではなからうと思ふのですが、もう一回お聞きしたい。

○国務大臣(坂田道太君) ただいま局長からお答えいたしましたわけですが、私はこれから大学というものは、国民とともに開かれた大学といふことでなければならぬ。やはりその研究成果というものを社会に還元するという機能というものが、私は二十世紀に向かう大学のやはり姿でなければならぬと思ふのでございまして。その点について、確かに大学というものが自主的にそういうものをやる、一企業の利益に奉仕するようないふことははつきりすべきである。そのルールというものは、私はガラス張りであるといふなければならぬ。それが確立をしないでおるといふところに実はいま先生の御指摘のような長崎の問題もあり、ほかの大学においてもいろいろある。そこでその自主的、自主的といふなら、自主性あるいは大学自治の名のもとに委託研究——当然国庫に一本納めてこういう計上をしななければならぬのをやらぬという傾向というものを、大学当局も反省してもらわなければならないと思つておるのです。そういう点を私文部大臣といひましては指導、助言をいたさなければならぬのでございまして、それで委託をされる場合に、大学側の自主性を侵さないように、また大学側もそういう委託費があつた場合に、自主的、自主的といふところのサゼッションがあつたら、気づかないところのサゼッションがあつたら、ああいうかというふうな形で協力していくという時代を迎えておる。このビッグ・サイエンスの時代にお

きましては、単に大学だけの研究室だけで、この社会の変化、この世界の変革に感じられない時代を私は迎えたと思うのです。ですから民間企業でも、あるいは国立につきましても私立大学の研究所等とも、人事の交流も、あるいはいろいろな学問的なテーマについての共同研究というものが積極的に行なわれなければならないのでございまして、その自主性というものがさくさくしなければ、むしろ私は推奨されるべきものであるというふうに思う。それなくしては大学というものは全く社会から隔絶され、取り残され、もう真の大学の基礎研究というものの使命が達成されないという、憂慮するものであります。その意味において企業側あるいは社会側、大学側ときちんとしたルール、だれが見てもわかるような、新たなそういうルールというものが必要ではないかというふうに私は思うのでございます。その辺はあまりかたくなに考えないほうがいいんじゃないかというふうに思っております。

○安永英雄君 現状においては、私はかたくなに考えなければならぬと思う。大臣のおっしゃった、開かれた大学、こういったものが現に日本全国で実現しておいて、そういった形になっておいて、その中におけるたとえば産学協同、こういった問題ならば、ある程度私もわかるのですけれども、いまま紛争の原因になっている閉鎖的な現在の研究機構、こういったものの中の現状認識において、大臣のほうでこれは推奨すべき問題だ、こうおっしゃるところに、私はかたくなになるのです。現実にはいまの問題、企業の方の研究費がいぶんつき込まれている。そうして前のときに問題にしましたけれども、新学科の新設なんていうことが堂々となされておるじゃないですか、企業の要求によって。あるいはまた大学においては、全くその学部、研究室というものは、企業から牛耳られておるんじゃないですか、思うがままに。あるいはまた九州大学の、板付基地周辺のあの公害、基地における公害、こういったものを九州大学に委託

をした。委託をしたけれども、長年月にわたって研究したのですけれども、確かに研究委託をされたこの学部とか、あるいは教授あるいは学生、一緒にやって検討したけれども、その集約されたものは一向に発表されない。しかし、少なくともその過程で研究に参加した者としては、この時点においては、明らかにこういって教育上の問題にも、あるいは身体上の問題も、いろいろな弊害が出ているというデータははつきり出しておきながら、それが発表されない、集約されない、こういうところで、ついにその研究も防衛庁に返上した、こういいうきさつ等もある。私は、現在の大学のあり方というもののうちで、委託研究、こういったものを推奨するという立場は、現在の時点においては絶対にとるべきでない。少なくとも、大学の自主性というものは、国がすべての予算あるいは研究の助言、こういったものを責任を持つてやるべき時期だと私は思います。さっきの話

じゃないけれども、予決令に違反するようなことだった研究費の、文部省も知らない、こういった金は、大臣に言わせると、大学自身がこの大学の自治というところで報告していない、そこに問題があるのだというふうな大学紛争と結びつけられまして、だけれども、これは結びつく問題じゃないのですよ。私は文部省のほうでそういったワタをきめて、すべて相談をしてこい、こういった委託の問題についてもこちらの意向を十分打ち合わしてやれ、そうしてその研究内容までこちらのほうで検討すると、こういう手だてになっておるにかかわらず、今度の決算委員会その他でいろいろ質問を受けて、さあいまから検討しましょう、こういいます。やはり企業あるいは他の何と申しますか、研究能力を持たないような各省、こういうところが強引に大学の中へ研究委託を持ち込んで、大学の研究の自主性というものをばんでおる現状じゃないか、私はそう思います。大臣、その推奨するというのはあくまでも引込められませんか、現状の段階で文部大臣の口から、委託研究を推奨

するなんて言うのは、たいへんなことになりますよ。

○国務大臣(坂田道太君) 非常に私はおかしいと思うのです。大学自身がこういうようなことをするやうな、自主性と言いつつ、内容は会計法規もよく十分心得ないような、一般の市民社会から考へるならば当然指導されてしかるべきことが行なわれておる。そういうところが、大学をそのままの自主性自主性という形でほったらかしてきたところに、今日のやはり大学問題があるし、また管理者としての、あるいは教育研究者としての問題が生から問われておるんじゃないかというふうに私は思うんです。それに対して私が指導、助言をしうかという、自治に対して大学側は何と言

とを言つて、何もものを言わせないようにしてきたのが、今日までの大学の姿ではないだろうか。私は思うんです。そういうことに対して、やはり言うべきことは国民の名においてし、改めさせると、会計法規なんかでもびしびしやるということをお私たちがこれからやりたいと思っております。確かにいままで気づけなかったところがある。確かに残っておりますけれども、皆様の御指摘によつてそういうことを明らかにしていく。明らかにされた以上は、われわれがそれに基づいて指導、助言をやっていく。こういうことによつて、大学自身が、社会に対してこたえるような、責任を感じるような大学になってほしい。そのことと同時に、この社会の進展に対して、やはりこの民間企業その他あるいは自治団体等が大学のいろいろな研究の成果を享受するということをとめることはできないのであつて、やはりそれは奨励されるべきことなんだと思つて、都市計画のいろいろな問題等について自治体においていろいろ研究を頼むということ、一定のルールのもとにおいて、そして会計法規をちゃんと踏まえた上であらばむしろ奨励されるべきことではないかというふうに私は思うのであります。あるいはその他の科学研究の問題について

も、私はそうだと思います。しかし、同時にこの大学側においても、こういう委託研究についてのルールをやつぱりはつきりしてもらわなければ困ることであつて、そのことについてはわれわれ自身も責任があるということは、申し上げておきたいと思ひます。

○川村清一君 関連してちょっとお尋ねしますが、ちよつと大臣は問題をすりかえられて御答弁されているのではないかと申すのであります。それで、大臣のおっしゃつておることのうち、まあ大学は国民に開かれた大学であるということ、たとえば鳥取の砂丘の研究とか、こういうことは研究をどんどん進めて、そしてその地域住民の福祉の向上のために大いにサービスすべきである、さうに考えます。現にやっていると申す。しかも、それは自主的にやるべきだと思ひます。たとえば私の出身の北海道などは、御承知のように、それはもう寒冷積雪地でございます。米作ももう北海道でございませう。その北海道帯である北海道で、いま日本全国において一番の米の生産地になっておる。一千四百万トンの米の生産のうち、北海道が実に百四十万トン。昨年生産しておるわけでございまして、一割近くの米をあの北海道の北海道が生産しておる。これは何がそうしからしめたか。当然農民の努力がありまふけれども、ああいう地帯に稲作が発展していくような、そういう品種の改良なり、あるいは農業技術の改良進歩のために北海道大学農学部が尽くした功績というものは、私は偉大なものだと思つて、高く評価するわけでは、したがって、北海道大学農学部の研究というものは、北海道の農業の開発のために非常な努力をしておる。ここに大学の一つの使命があるというところは私は認めておるんです。ですから、こういうことは当然あるべきだと、国立大学としてしかるべきものだと思うのであります。しかしながら、こういうことはどういふことですか。これはまあ新聞の記事でございましてから、

詳しいことは私よくわかりませんが、「たとえ、東大の生産技術研究所内に設けられた財団法人「生産技術研究奨励会」は、四十二年度に東京瓦斯、日産、いすゞ自動車、東芝、富士重工から三十四件二百四十万円の受託研究をした」と。まあそれが国庫へ納入されなかった、正式に届け出なかったという会計法の違反的なものはまづさておいて、それからさらに「東工大に設けられた「工業振興会」にいたっては東芝、日本電気、沖電気、三菱油化、東亜燃料などから四十二年度に二百八十九万八千三百円」の受託研究をしておるといふ、こういうことは私は納得できないし、こういう点を安永委員はついでにおられるわけあります。こういうことを文部省が推奨するといふことは絶対に私は納得できない。こういうことまで推奨するといふことは、一体この研究はどこでそれがなしておられるのか。それは東大の先生方あるいは東工大の先生方ですよ。大臣がしゅちゅう言う、これは国家公務員だ。であるからして国の給料で生活しておられる人たちである。そうしてこれは独占企業とか大企業から委託された研究といふものは何をもちつて研究するか。それは大臣がしゅちゅう言うところの、国民の税金を使つてやつた大学の施設ですよ、そういうものを利用して、そしてこういう大企業の利益を大いに進めるための研究をする、そういうことがあるといふこれは事実がある。しかもこれを国立大学のいわゆる管理者であるところの文部省、文部大臣が推奨するといふことは何としても納得いかない。このことを安永委員が言われておられるのです。こういうことまで推奨するの。こんなことでも推奨する気ならば、われわれは承知できない。

○国務大臣(坂田道太君) 私が生ずるのをすりかえていらつしやうと思ひますし、私はあたりまえな意味合いにおける、正常な意味における委託研究といふものは推奨するべきであると申し上げておるわけでありませう。いまあるそれがそのままだてはまるかどうかかわかりませうけれども、一企業に奉仕するような委託研究といふものは奨励するべきことではないことはもちろんでございます。そういうことのしないために、まず大学側の自主性といふものをそこなわないようにということをお願いしておりますし、同時にそういうようなことが起こりかねないから、ここに企業側と大学側とひとつガラス張りの一つのルールを確立したらどうかといふことを私は申し上げておるのでございまして、またその仲介をむしろ文部省がとるべきではないかといふふうに私は考えておるわけでございます。たとえばいま御指摘のような北海道大学といふものが、農業の大学から今日のような大学に発展をしたわけなんです、そういうことによつてこゝろに北海道の地域開発あるいはその他の恩恵といふものははかり知れるものがある。そういうふうな地域大学の意味はあるといふふうに私は思ふのです。たとえばこれから米ではなくて、酪農といふものを中心にしてやつていかなければならぬ。ところがその酪農をやるについての飼料といふものを外国へ依存しておるといふことではとてもあの酪農の振興はできない。こういうものはやはり何と云つた草の草の研究をやつておる講座が設けられた。ところが帯広大学にこういう講座が設けられた。こういうことで研究の成果といふものが今度は酪農といふものの振興につながつていくといふ意味合いにおいて大学の研究といふものは非常に大きいものだと思ふのでございませう。で、そのような点を考えた場合に、やはり地域住民の要請といふものがある程度出ていく、あるいは研究の成果をからみ合せていくといふことが非常に大事ではないか。私は熊本でございませうが、たとえば水俣病が起きた。そうすると熊本大学の研究陣がこれに対してこたえをた。あるいは三池で爆発が起きた。そうするとそれに対してあの熊本大学のスタッフが行ってこの治療にあたつた。そういうような成果が今度またほかのところにもその治療方法が利用されるということ、この日本全体といふものが何と云ひましか、榮えていくといふふうにするわけなんです。

やはりその大学の地域社会との関連あるいは企業との関連といふものを、あぶないからあぶないからというだけじゃない、間違つておるからというところで、間違ひは間違ひ、いけないことはない、しかし積極的にやはり奨励するべき正常なる委託研究といふものは進めていかぬことには、とうてい世界の中の日本として日本が追いついていくことはできないといふふうに私は思ひます。その意味合いにおいて申し上げておるわけで、間違つた委託研究を、ある企業に奉仕するような委託研究を奨励するといふことは毛頭ないといふことははっきり申し上げておきます。

○安永英雄君 開かれた大学あるいは大臣が頭に描かれておる新しい再出発しなければならぬ大学構想といふものはそういうものかもしれない。ただ私が言つておるものは、現状の中で推奨するといふことばといふものは、非常に危険だといふことを申し上げておつたわけなんです。特に私は金の面と関連して質問をしていくわけなんです。水俣の問題にいたつて、ほかの研究にいたつて、それはその地域における住民の要求でもあらうし、大学自体が私には積極的に取り組んでいかなければならぬ問題だといふことで、その地域のたとえば漁民、そう出た人方が大学に委託をして、そしてそこから地域社会の要求といふものをこの研究のテーマにあけて取組んでいくといふのが本質的な大学の姿だろ、そう思つておるのです。特にそれが金がつき、委託をとにかく研究してください、それから研究をする、こういう立場は非常に自主性を阻害していくんじゃないかといふふうに考えて私は言つたわけなんです。何かいままでの研究の発展といふのは、委託という事実があつたのでないぶんあつたら研究が進んだといふような言い方ですけども、私は全く逆だと思ひます。国立大学のその地域における皆さんの要求といふものに研究をひきつけていく。そのことは私は重要だと思ひますけれども、私は研究委託といつた形で研究を進めていく、それを推奨するといふのが私は大学の研究としては誤りじゃないかといふふうに考えます。しかし時間がありませうから、これはまた次の機会にお聞きすることにいたします。少なくとも研究委託の研究費という問題についての実態は早急に調査されて、近いうちにひとつ報告をお願いしたいといふふうに考えます。

次に、校地あるいは校舎、施設、こういった問題についてお聞きをしたいと思いますけれども、この設置基準中で、「校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。」、きわめて何と言ひますか、ばくとした言い方なんです、しかも学生の休息の芝生あたりがこの設置基準の問題になつていますが、私はそれ以前の大きな問題として一つ取り上げたいのは、東京教育大学の現在の紛争の発端になつておられます筑波山ろくに移転をするといふ、しかもこれは七年前の話であります。総移転をしようといふことで、文部省もこれを進める、こういう立場を文部省としておられた。それから今日の紛争に発展をしてくておるといふことなんです、この大学の敷地、位置といったもの、これについて文部省としては学生の休息の問題じゃなくて、山ろくに疎開をするとか、こういう構想をときどき出されるのですけれども、まともなものを聞きたことがない。たとえば日大の敷地の問題をめぐつて汚職も出てくる。これが日大の紛争の原因になつてくる。案外紛争の原因としてこの敷地、学校の位置、こういう問題が原因になつてくる。ところが非常に多いから私は質問するのですけれども、たとえば東京教育大学の問題について文部省はこの筑波山ろくにの移転といふ問題で概して学校のこの位置といふものはそういう方向で進めていくつもりなんですかどうですか。

○政府委員(村山松雄君) 学校の校地の基準はただいま御指摘になつたようなことでございませう。国立大学につきましても、この新制の国立大学は先ほど申し上げましたように一県一大学というこ

とで、特別な地域は例外でありますが、一般的に一県一大学ということで所在の旧制の大学、高等専門学校、それから師範学校といったようなものを統合改組して編成、出発したという事情がございます。そういう関係でそれぞれの大学の校地が散在しておいて教育、研究上も支障があるということで、統合した学部の中で特にまわりに余地のあるような大きいものがあれば、たとえばそのまわりに他の学部を移すとか、そういう余地もないような場合には新しい適切な校地を求めて移転、統合するとか、そういう方向で整備するのが適当であろうという方針をもう発足早々に立てまして以来、そういう方向で大学と話し合いながら努力をしまいつけておるわけであります。

東京教育大学につきましては、御案内のように大塚に三学部ありますし、それから農学部と体育学部がそれぞれ離れております。どの学部も将来の発展を考えますと、いまのままでは狭い、東京では新しい校地も求められないということで、大学自体としても郊外に何か適地はないかということで探しております。その時期に政府においてのも研究学園都市というような構想が出てまいったので、東京教育大学に政府はこういう計画があるが、どうであろうかという話をいたしまして協議をしまいつけたわけであります。四十二年の六月になりました教育大学としては若干の希望を付しまして筑波に用地を確保してほしいという意思表示がございました。自來それによって文部省としてはその目標で事柄を進めておるわけでありまして、これまた御案内のように、教育大学の意思決定の過程において、端的に申し上げますが、文学部がその意思決定に承服していないということで現在に至っております。それが学生紛争にも関連をして紛争が起こり、かつ継続しておるというのが実情でございます。

○安永英雄君 大体、文部省のこの問題についての方向というのはわかりました。東京教育大学の問題については他の大学紛争とちよつと特殊なケースでありますし、これは私も自身もずいぶ

ん検討し結論を出さなければならぬ問題だし、今後のやつぱり大きな問題になってくると思いますから、長くなりますので、この点は次回に譲りたいと思います。

施設の問題でこれはずいぶん前から質問しようと思つておつたのですけれども、四月の四日に東大病院で高圧酸素タンクの爆発事件というのがありました。私も現地へ行つて調査をしたのですけれども、実にこの施設という問題についてはお粗末で、あの部屋は総婦長室かなんかをそのまま危険な高圧酸素タンクの部屋に、治療室に簡単に持つていつておる。その内部の施設は何にもしていない。あるいは消火の施設等が一本立つておつていぶん離れたところに消火栓が一本立つておつてこれで事を済ませようとしておつた。こういった施設の不十分さというのを見てあきれたわけでありまして、現在こういった種類の高圧酸素タンクとか、あるいは放射能関係の設備とか、こういったものはたくさん国立大学の中にはあると思つたのですけれども、大体、高圧酸素タンク等があります。そういった危険な医療施設、こういったものは国立大学の中にどれくらいあるのか。そしてこの東大病院の高圧タンクの爆発という問題について、その後どう調査をされ、どう改善しようとしておるか、時間がありませんからわかっているところでおっしゃってください。

○政府委員(村山松雄君) 高圧酸素治療装置があります国立大学は現在五大学でございます。最近開発された装置でございますのでまだ普及の段階でございます。東京大学の事故の原因につきましては、警察では刑事事件としての観点から、それから大学では学問上、研究上の立場からそれぞれ調査をいたしております。現在、双方ともまだ結論が出るに至っておりません。文部省としては、直接出向いて取り調べるといふことでなしに、大学側の調査に協力をして、できるだけ早く結論を出して対処したいと、かように考えております。

○安永英雄君 これは、大学における施設、設備については取り締まり規則というものがあつて文部省は許可をするとかしないとかいう立場にあるのじゃないですか、こういう高圧酸素の場合。

○政府委員(村山松雄君) 大学の附属病院につきましては、医療機関としては医療法系統の法規が適用になります。たとえばこういう装置であります、薬事法の規定が適用になります。薬事法で検定を受けた機械というものを業者が製造したものを据えつけるわけでありまして。この場合、東京大学につきましては、ちよつとこまかくなりますが、東京大学の装置は大小二つの部分になっておりまして、それぞれの部分につきましては製造業者について薬事法の検定を受けたものであります。置を開設したわけでございます。この点については現行法規のいゝば盲点になっておりました。その時点で検定は受けておらなかつたわけでございまして。文部省としては、この装置について、直接、法規上の監督をする立場にはございせん。○安永英雄君 文部省としてはそういった立場をとられるかもしれないけれども、それは、タンクの購入と、こういった施設費、購入資金、こういったものはどういう形で出ているのですか。○政府委員(村山松雄君) 東京大学の場合はかなり複雑な過程を経ておりまして、最初は厚生省からの費用で購入したようでありまして。その後の改造等については研究費で工学部の協力を得て改造をやつたというふうなことであります。

○安永英雄君 この爆発事件のあつたときに、患者が二名と、それから職員一名、それから大学院の学生が一名、これが死亡されておるわけですが、この補償について、特に大学院の学生である学生が一人死亡していると、こういった場合の補償というものはどうなっておりますか。○政府委員(村山松雄君) この補償の関係につきましては、公務員につきましては、これが公務中のことでありますから公務災害補償関係が適用になります。それから公務員以外のものにつきましては、これは二つのことが考えられます。一つは、民法上の不法行為による賠償責任というものがございまして、それからまた国の施設内における事故でございますので、施設の瑕疵原因に起因するものであるとすれば国家賠償法の適用がある関係になります。それらの点につきましては、東京大学においても事故原因の探究、これは法律関係も含めて現在やつておりました。その結論に従つて文部省でも善処すべきものと考えております。

○安永英雄君 時間がありませんから、これに似た問題として、ちよつと一年たちますが、昨年の六月の二日に九州大学にアメリカのRF4C偵察機が墜落をして非常に問題になったわけでありまして、その際、あのすぐ横にコバルトの貯蔵室があつたわけなんです。おそらくあの飛行機がそのまゝ十数メートル横のところに落ちておれば福岡市はほとんど全滅だろうといわれるくらい危険なところだ。コバルトがあつたわけですが、それが発端になつて、九州大学の紛争というものはここから起こつたと言つてもいいくらい問題なんです。こういったときに、私も一緒にいったのですけれども、防衛庁長官はあの当時は増田さんだつたと思うのですが、驚いたことに、板付基地の近くの飛行機の通路になつておることにこんな危険なコバルトを置いておくというのには不届きだと言わねばかりの言い方なんです。私はおこつて、とにかくこれは本末転倒してないか、そういう基地がそこにあるからあれなんだ、それじゃコバルトをどこに置けというのだと言つたことも思い出しますけれども、現在のこのコバルト関係の、特に軍事基地に近い九州大学、あれはどういうふうにいふ保管をしているか。それから問題になつておる電子計算機センターの進行がよい、こういったものはどうなつておりますか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(村山松雄君) コバルト60につきましては、これは医療用として病院、それから研究用として工学部などに装置されておりますが、その

格納の場所につきましては、その放射能の遮蔽のために十分な危険防止の手だてを講じた施設になっております。たしか九大のものにつきましては一メートル近いコンクリートの掩蓋の中に入っておりまして、考え得るあらゆる危険から防止できるといふところになっておるはずであります。それで、さらにそれでも不十分であればその上にもう一重掩蓋でもしようかという話ももしましたが、そこまでやる必要もあるまいということとで現在そのまゝになっております。

○安永英雄君 時間もありませんから大臣にお聞きしたいのですが、この校舎の位置、敷地、こういった問題からいいますと私は九州大学の問題を話したのですけれども、この九州大学でおおよそ一月前にもアメリカのジェット機が飛び立つ場合に誤まって滑走路をすべって大火災を起こしておるのですが、あれはあのまゝもう少し飛んでいけば九州大学に落ちていた。これはもう九州大学に行かればおわかんかと思ひますけれども、四六時中戦闘機、偵察機が飛びかつておる。民間飛行機も飛んでおる。これは板付基地があるからだと思ふのです。で、九州大学の学長を先頭に、この基地を撤去してほしいという運動もあの周辺では九州大学が先頭になってやっておるわけなんです。で、今後の問題もありますが、先ほどのじやありませんけれども、芝生で学生が休むようないい環境をつくれというふうな時期は去つて、頭の上から落ちてくるような現在のこの危険な学校の位置になっておる、こういった場合に、文部大臣として九州大学のこの環境をよくするために、そしてこれは一つ間違えれば、もう一回起こつたのですから人命にも関する、九州大学自体の壊滅にもなりはしないか。新聞等にはよく出まされけれども、あの板付基地の、九州大学を中心として今日までたびたび飛行機が落ちてゐるのですよ。たまにたまあるときには九州大学に落ちたから問題になつたのですけれども、しょっちゅうガソリンタンクが落ちてみたり、あるいは飛行機自体が落ちてみたり、ずいぶん危険な状態に九州大学はある

と思う。そういった基地の問題について大臣としてはどうお考えになりますか。基地と大学の環境といふますか、そういった問題についてどうお考えになりますか。

○国務大臣(坂田道太君) これは非常にむづかしい問題でございますが、現実の問題としては、九州大学は基地と非常に近接している、したがって危険であるということでございますから、一般的に申し上げますれば、やはり教育環境としては非常に危険なところ、あるいはそういうようなことがないようにということが希望されるわけでございますが、さて、また現実の問題として、基地を直すとか、あるいはまた、大学が移転をするとかいふようなことになりまして、これまた非常にむづかしい問題があるわけでございます。当面いたしましたししては、やはり米軍当局に対して絶えず注意を喚起する、そうすることによって危険防止をはかるということはやらなければならぬことではないかというふうに考えております。

○安永英雄君 非常にむづかしい問題だし、文部省だけでこの問題を解決するということは非常にむづかしいと思ひますけれども、やはりこういう状態は板付に限らない、基地周辺の義務制の学校なり、あるいは高等学校、大学等では常に起こつてゐる問題でありますから、やはり基地の問題については文部省の立場として教育という観点から、私は基地の撤去というふうな問題の焦点に立つていただいて善処していただきたいというふうな気持ちがあります。

時間がありませんから、大阪外語の大学院設置の問題について基本的な問題をお聞きしたいのですけれども、先ほど小笠原さんのほうから予算の問題で質問がありまして、そうして学生の入学の定員は七十名、そうして教職員の定員は増加なし、そうして大学院という立場の経費としてはほとんど金は入らないし、経費の問題等についてはむしろ学部の方に費らかつけるからというふうな発想でいま進められようといつたしております。この大学院というものは、学部の基礎の上に立つ

て研究するところだからというので、学部と大学院とは密接に関係をしてゐるというふうな予算上の説明が先ほどありましたけれども、これは誤つてゐるのではないかと。実際に大学院があつても、現在大学院専用の教室とか、あるいは大学院専用の研究室、こういったものはほとんどない、すべて学部におぼさつてゐる、こういう状態で私は不思議に思ふのは、これは調査をしてみますという、やはりメジロ押しに大学院を設置したいという希望が非常に多い、それをいろいろ審議会で選別をされてゐる、こういうことなんです、どうも学問上の、研究上の必要ということから大学院を設置するというのがなくて、その大学の中に大学院を置くことによつて大学の妙な権威というものをつくつておくれようといふんです、そういう傾向はないかといふふうに私は思ふのです。これではほんとうの大学院という趣旨は生かされないし、何か学部のほうに行つて研究をしておる、大学院自体の予算とかあるいは研究者の整備とか、こういったものは非常におろそかになつておる、こういう気がしてゐるのですが、大学院というものはたしてどういふ立場になければならぬのか。予算上では、あるいは定員の問題とか、そういった問題ではどう考えなければならぬのか。どうも下のほうからぜひ大学院をやつてください、渋りながら、それじゃ金はやらぬですから、名前だけ大学院ですぞ、それじゃ許しましなうといふことだけでは私は大学院の使命というものは、ほんとうの意味の使命は果たせない、どうもそういう気がしてゐるのですが、時間もありませんから、大学院のあり方、こういったものについて大臣のほうからお答え願ひたい。

○国務大臣(坂田道太君) これまた非常にむづかしい問題ですが、しかし大体これは安永先生と私は同感なんです、実情はそういうふうなこともなきにしもあらずと思ふのです。ですけれども、やはりこの大学院というものはどういふふうな位置にこの大学の中に位置づけるかということが今後の大学問題の中心の課題になるのではないかと

ふうに思ひます。従来はどうだったかというならば、やはり学部中心主義でございまして、大学院のことについてはまだあまり思い及ばなかつたといふのが率直なところじゃないかというふうに考へます。ですけれども、これからはやはり大学院、ことに博士課程の大学院の充実ということは喫緊の要かと思ひます。それだからといって、全然これを別個に大学院だけ切り離した大学をつくるのがいいのか、それともやはり学部の上に大学院制度を設けたほうがいいのか、この辺は十分私は考へなければいけない課題だと思つております。

○安永英雄君 大学院の問題については非常に今度の大学法などと関係がありますし、十分そこでやりたいと思ひます。

○小林武君 私の質問も少し時間的な制約を受けましてとぎれとぎれになると思ひますけれども、まず最初に、いま安永さんから大学院の問題が出ましたけれども、これについて質問をいたします。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案の国立学校設置法の第三条の二、そこに大阪の外語大学が入るわけですが、私、いまの安永質問に関連してありますが、ちょうど四十四年の三月十八日の参議院文教委員会會議録第三号に、このことについてちょっと私が触れたところがあるわけですが、その際に文部大臣から御答弁がございまして、こういうことをおっしゃつてゐるのですが、そのことばじりをつかまえないという意味じゃないから誤解していただきたくないのでありますが、いまの大臣の御答弁もそうだと思うのでありますが、「まさに日本の大学における大学院の位置づけというものが、実は私の乏しい知識でございまして、まだまだ成熟してゐない」と私は思ふのです。」「こういつてゐるのです、」「成熟してゐない」と。この成熟とは何かというふうなことをここでやかましく言うわけじゃございません。しかし国立学校に大学院が充足いたしましたのは昭和二十八年だと思ひますが、十六年の年月を経過

いたしまして、この設置法の第三条の表を見ましても相当数のあれができていますし、それから二十五年から出た私立大学の大学院というものの数もかなりのものがあると思います。そこで、ここまで来ますという、成熟していない、どうもそこまでは思ひ及ばなかったという、これではやっぱり、文部大臣がおっしゃればなおさらあいが悪いという気持ちがあるわけです。そこで、私はやっぱりこの段階で議論しておく必要があると思います。いま安永委員からも言われました大学院とは何かということ、大学院というものの目的なり性格なりは一体何であるかということを考えて提案されたらすれば、これはまさに奇妙なことで、私は思うのですが、そういう皮肉を言うわけではありませんが、やっぱり事実上から言えば大学院というものはそういう立場にあると思います。そこで、大学院をよくするというか、日本の大学の大学院というものをどういうふうにかつていふことをここで検討したいのでありますが、これはやはり事務的なことでございまして、村山局長にお尋ねをいたしたいのでありますが、大臣が成熟していないと言ったが、それでは旧制の大学院というのは成熟しておったのかどうか、こういう問題があるわけですね。旧制の大学院というのは一体どういう基本的な性格を持っておったとお考えになっておりますか。新制大学というものは成熟しないのはなぜだろうか。この点については、大臣は私の質問に対して二、三の事項を列挙しての御答弁がございました。どうも教授の頭が切いかえられておらないという、いわばアメリカ式の大学ができて、まだベルリン大学だというような御答弁があったと思うんですが、そこで村山さんに、旧制の大学院というのはどうであつたのかということをお聞きしたいのです。どういう性格のものであつたかということですね。

○国務大臣(坂田道太君) 村山君が言う前に私から……。大学院制度というものが成熟していないということ、言うならば定着していないということ

意味に申したと思うのでございます。旧制の大学におきましては、一応数も非常に少なかったということ、それからまた今日のように、何と言いますか、研究者を志す人たちが非常に少なかったし、そういうようなこともございまして、ある程度成熟をしておったというか、それはそれなりの、旧制度の大学においてはそれなりの意味と、そしてまた実際の働きをなしておったというふうには私は考えるわけでありまして、でございますけれども、戦後、先ほど安永先生が御指摘になりましたように、どこもこれも、確かに修士課程の大学院等も設けられたわけでございますけれども、これはまあ大学それ自体だけの責任じゃなくて、われわれ文部省にも大いに責任があると思ひますが、成熟させなかったと、ことをかえて言つたほうがいいのじゃないかというふうにも思ひますけれども、ともかく数も非常に多くなりましたし、ほんとうの研究というか、部分的には例外もございまして、けれども、全体としては、まだまだ大学院制度というものは定着していない、成熟していないということではあるのじゃないかと思ひます。まあアメリカで言えば、もう大学というものは、むしろ大学院に重点を置いた大学が大学なんだというふうな考え方があつたと思はれるわけでございますが、その意味合いにおいて、大学についての定義あるいは大学院独自の施設、設備というふうなものでなく、現状はむしろ未成熟だと言わざるを得ないというふうに思ひます。

○政府委員(村山松雄君) 旧制と新制の大学院を制度上並びに運営上で比較いたしますと、まず第一に、旧制、つまり旧大学令における大学院は、新制と違ひまして、必置制でございまして、規定のしかたが、大学には研究科を置くべしという規定のしかたでございまして、新制では、「大学には、大学院を置くことができる」ということになつております。これが違ひでございまして、それから旧制では大学の目的の中に大学院の目的も含まれておりました。新制では大学の目的と

大学院の目的とを書き分けております。旧制では大学の目的の中で学術のうんのうをきわめるといふようなことは学部ではなくてむしろ大学院に期待される機能だといふやうに解されておつたわけでありまして、また、実体的にも旧制の大学院は学部そのもので、全然実体が制度上はございまして、職員につきましても、たしか学生定員も正規にはあまり計上されていなかったのではなかつたかと記憶しております。したがって、運営上の問題としては、入りたい者は入るし、しからざる者は入らない。学部によつては置くべしとなつて、観念的には大学院があつたけれどもほとんど実員がおりません。法学部とか経済学部などの大学院はそういう事情であつたわけでございます。それから逆に文学部とか理学部とかは、要するに大学を出て数年間大学院に残るのがあたりまえ、かつまた助手に任命されますと同時に大学院学生たるべく指導され、現にそのように行なうのが例であつたわけでございます。

それからこれは大学院だけではございせんが、旧制では大学には別にその基準というふうなものもございせんでした。大学令に目的が定められ修業年限が定められ、国立につきましてはその設置につきまして官制が定められる。それからいよいよ帝國大学につきましては、帝國大学令というところでその資格が定められて、その内容につきましてはほとんどばら大学の創意工夫とそれを裏づける予算措置によつて運営されておりました。公・私立大学についてはもちろん文部大臣が認可しておつたわけでございますが、認可の基準といふようなものも制度的に法令の形をとつたものではなくて、国立大学の事態に準じて判断をして、あとは財政面の基礎を判断して認可されておつたわけでございます。いろいろな角度から論ずることができようかと思ひますが、制度面、運営面から旧制と、新制の大学院というものを比較いたしますと、ざつと以上のようなことにならうかと思ひます。

○小林武君 何かとらの巻を読まれたような感じがしてゐるのですが、もつとばくは別なことを聞きたかつたのですがね。大学院というのはいくつもの目的なり性格なりを持っていたかということ、やっぱりそれが明らかにならぬと新制大学との違ひというものは明らかにならぬのです。ことばの上で言えば、学問のうんのうと修業と一体どこが違うのかということになれば、そんな議論立てをしてもしょうがないけれども、これでいうと結局大学院というのは何のために存在したか、それを一言で言えはどうかということになりますか。

○政府委員(村山松雄君) 戦前においては、先ほど申し上げましたように、大学令の目的規定の中で、学術のうんのうをきわめるといふ部分は大学院の機能である、したがって大学院なるものは学術の水準を維持し向上させ、もつとばく創造的なリネーティブの機能を期待するということであつたらうかと思ひます。学部段階でその成果を研究しつつ伝達する、こういうことであつたらうかと思ひます。

新制度では、その大学の目的が、現行学校教育法では五十二条とそれから六十五条とに分かれておりました。大学院の機能のほうは六十五条のほうに別途規定されております。ここではやはり学術の「深奥」とありまして、うんのうと大体同じことだと思ひますが、やはりわが国の学術の水準の維持向上をはかることを目的としておりまして、最高度の学術目標というの大学院に期待されておるわけでありまして、新制度では博士、修士という二本立ての大学院制度を考えまして、少なくとも修士課程においては高度の職業人の養成といったことも大学院の目的の中に入つておる、かように解されております。

○小林武君 それではもう少し具体的にお尋ねいたしますが、大学院を出た者——これは明治十九年の帝國大学令の公布と同時に成立しているわけですから、それから以来です——先ほどの大臣の御答弁で年限的には定着したというのですが、定

着していなかったらおかしいことになるわけですが、けれども、それはうなずけるといたしまして、この大学院で勉強した人は学界なり、あるいは社会の中であって一体どういう役割りを果たしたのか、どういう役割りを果たすことを期待したのか、ということですね。そのことについては、どのぐらい一体学んだ者があって、業を終えた者があって、いわゆる学術のうんのうをきわめたといううな人がどういう働きをしたかということ、それをちょっとお尋ねいたします。

○政府委員(村山松雄君) 旧制の大学院は、先ほども御説明申し上げましたように、別段特段の基準もなく、それから修業年限もたしか一年以上だったかと思いますが、現在のうちに、何年間に何単位というふうなことももちろんございせんので、そこに入りますと、教授から研究テーマを与えられ、それから随時指導を受け、ある時期に大学を去っていくという形形で、大学院修了者等のはっきりした統計もないようでございます。

それからまた大学院の種別から申ししても、先ほど申し上げましたように、ほとんど大学院に期待もしていなかった学問系統もございまして、それから逆に助手が即大学院生というふうな形で、勤務しつつ大学院の学生として研究に従事するという形の学問分野もありましたし、そういうところでは当然大学院というものはもう研究者に直結する機能を果たしておったわけでございます。

そういうことで、戦前の大学院制度は必置制になっておった点では現在よりもむしろ強い形でございますけれども、その機能の具体的なものについては必ずしもこれが大学院の成果であるということでははっきり打ち出されるものではなくて、むしろ大学院と学部を一体とした大学の機能として社会的に成果を果たしておったと、かように考えます。

○小林武君 制度的には新制のほうが完備していたと、こういうことになりますね。このことは、

いまの大学院のいわゆる大学院生と称する諸君も、制度的には大抵新制の大学院のほうが完備しているというふうな大抵が中に見えてくるようですね。いまの局長の御答弁からみてもそれが裏づけられる。そして、どのくらい出て、それがどういう活動をしたかということについてはあまりはっきりしないようですね。しかし、一部の人は助手からさらに助教授になり、教授になっていったという人もあるでしょうけれども、それ以外の人がどうなったか、入ったのがどう、出たのがどうということもはっきりしないわけですね。

私は、旧来の大学院制度というものを今度新制に改めるについては、あなたはそのときに文部省にいたかいないか知りませんが、一体どういう目的でやるかということ、これはまあ法律に書いてありますし、明らかに事実ですけれども、一体どういう目標でやられたのですか。今度新制の大学というものを考えるときには、過去の古い旧制のものから考えてどういふものでなければならぬというふうにお考えになっておったか。その当時のことを簡単に箇条書きぐらいに言っておいたでいいでしょうか。

○政府委員(村山松雄君) 新制度が発足した時点は、御存じのように、占領行政下でありまして、占領行政下で、文部省が行政的にいろいろな基準をきめないで、広く大学関係者あるいは専門家の協力を得るものごとをやるということが基本方針でございます。当時大学基準協会でありまして、か大学設置審議会でありまして、そういうところから大学人を中心として、大学の基準問題について、大学院も含めまして、検討がなされました。そこで強調されたことは、一つは、論文博士と新制度の大学院との関係でございます。端的に申し上げますと、論文博士といふのはどうも大学としての責任体制というのがはっきりしないから、むしろこれをしぼってスクーリングを主体とする修士課程、博士課程に重点を置いて、そこで大学院の目標に照らし、ミニマムに履習制というものをやはりスクーリングの形であるところの単

位にあらわして、修業年限と単位とでスクーリングの基準をきめて、そこで大学院の目標を、基準ではさらに博士と修士とに分かれますが、その目標を達成していくように、こういうことであつたようでございます。その後、やはりそれだけではいけないということで論文博士も認められる。現在は大学院コースによる修士、博士とそれから論文博士という二本立ての研究養成、あるいは資格取得の制度になっておるというのが、ごく簡単に申し上げまして発足以来の事情でございます。

○小林武君 いま大学院には一体どういうことを期待しているわけですか。

私はちょっとここであなたに申し上げておきたいのですけれども、何か聞いてみると、占領当時であるから文部省は全然それについては責任がないような言い方をされておるようですが、たとえばそういうことがあつても、大学院といふものがあるわけだし、あなたがその法律の改正を出してわれわれに賛成せよ、こう言っているわけですから、その限りにおいてはそういう過程を通過してきたかというふうなことがはっきりしなければいけないんですよ。大学基準協会などがありましてやりましたというように、何も私のほうは知りませんというふうなそんなことを言うものではない。だめですよ。これからだんだん二十年、三十年たつたならあなたたちはいなくなってしまう。発足当時のことなんかわからないような若い役人の方が出てきたときに、われわれはまだ若くてそのときのことはよくわかりませんでしたが、そのようなことを言われても困る。ですから、そういう答弁は不親切を通り越して質問者をなめていると思ふ。そういうやり方はやめなさい。

それでは、いまの論文博士のほうはいいですが、とにかくいまの大学院というものは一体どういう性格でどういう目的のために置かれておるか。そのことをひとつ聞きたい。

○政府委員(村山松雄君) 高度の学術研究、それから研究者の養成、それから修士課程については高度の職業人の養成、ごく簡単に言えばそういうことが大学院の目標でございます。

○小林武君 研究者の養成、それから高度な職業教育、これが目的だと、こういうふうには言われませんか。そうすると、これは日本の学問の研究、それから研究者の養成であれば、必ず技術の進歩、そういうものに非常に大きな影響を与え、さらにはこれからの学問研究に当たる人たちの指導に当たる役目をする人も出てくるわけですね。そうすると、今度の場合においては、大学院だけしか結局いまのところまとめた機関というのはいないわけでしょう。その面ではどうですか。

○政府委員(村山松雄君) 大学院が高度の研究の主力をなす組織であることは間違いないと思ひますが、そのほかに、たとえば大学の附置の研究もございまして、それから民間においても研究所その他の試験研究機関はございまして、高度の研究は大学院に専属するものとは考えませんけれども、大学院がその中心となるべき位置にあるということは言えると思ひます。

○小林武君 あなたちょっと誤解しておるんじゃないかな。大学院というのは二面持っていますわね。性格の中に、一つの新しい型の研究機関であるという見方もあるんですよ。しかし附置研究所と並べて考えて、ほかの研究所と大学院というものを並べてあなたのお考えになっていきますか。それはおかしいんじゃないの。ばくもあなたの新しい型の研究機関として、ということとは認めますよ。そうなきやならぬ。しかし、その中で行なわれる教育ということを考えなきやならぬ、そういう人たちが養成する機関ということも考えなきやならぬでしょう。その場合に、附置研究所の中で特別に大学院と同じ性格の仕事をしてやるわけですか。

○政府委員(村山松雄君) 国の教育制度としては、高度の研究者の教育は大学院の機能でございます。ただ大学の附置研究所は大学院の教育に協

力をすることになっておりますし、また現にそのように機能しております。それからその他の研究機関でも、これは国の制度としての教育というところではございませんが、実際問題として教育はあらゆる場所で行なわれておるわけですから、教育を否定するわけではございませんが、制度としての教育はもっぱら大学院の機能でございます。

○小林武君 附置研究所と大学院の場合とをあまりごっちゃにするようなことはちよつとおかしいから御注意申し上げたんですが、そうすると、先ほど来から文部大臣の話の中にも出てきていますのですけれども、学部とそれから大学院の関係というものは、これはどういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(村山松雄君) 学部という実態があつて、大学院という組織、機能に学部のスタッフが大学院という観点から必要と認められるものが参画をしておる、現行制度はいわばそういう形に相なるうかと思ひます。

○小林武君 それでは学部の延長と言つた方がいいのか。延長ではないけれども学部には付属したものと見るとか、そういうことになりませんか、あなたの説明は。

○政府委員(村山松雄君) 修業年限的に申し上げますと、延長ではなくて一つの区切りがあり、学部の上に位置するところの教育研究組織でございます。それからそのスタッフの面から申し上げますと、学部の教職員が大部分大学院という形で組織に参画してある。それからこの学部の面からいいますと、学部には依存する面もあるし、一部独自の予算措置も講じておる。こういう複合的な形の組織ということが現状だろうと思ひます。

○小林武君 ちよつと文部大臣にお尋ねをいたしますけれども、大学院というのはいさういふことになりませんか。いまの答弁ではどうもはつきりしないんですがね。大学の学部の延長と、こう見るのか、あるいは同じ大学の中に置かれてはおるけれどもこれは独自の性格を持ったものであると見

るのか。そのこといかんによつて私は大臣がこの間御心配になつておつた成熟するかしないかという問題、これはとにかく旧制の大学令による大学院とは違つた性格を持つておる。あなたがおつしやるようなアメリカの大学の型だという御答弁があつたが、新しい型を採用された。そうするとこれは十六年間かかつてなかなか性格があいまいである。先ほど来、大学局長の答弁を聞いておつてもさつぱりわれわれには理解のできないような答弁ばかりしておる。どこが急所なのかよくわからぬ。急所を突いてみると言つたところが足の裏をつつたような話をするから、これではさつぱり要領を得ない。こういうものなら私は力み返つて置く必要のないことだと思ふ。いまのような答弁を繰り返しておるのでは、大学院を置くということは、一体大学院というものが日本の科学研究なりあるいは学問研究、科学技術の進歩といった上にとのうな役割りを果たすのか、このことの目的が明らかにされて、そうしてその上に立つて大学院をりつぱにするといううな手当てがされるんでしよう。いまのあれだということ、依然としてまづ子扱いになつて、性格の不明なままに、とにかくくだらなくと命をつないでいるということになりかねないと思ふ。そう言ひながら、政府はどう言ふかといふと、大学院大学をつくらうかと言つてみたりする。その点についてはいささか何か首尾一貫していませんわね。われわれその心配してゐるんですよ。

そこで大臣にお尋ねいたしますが、一体これはどういふ性格づけをしてゐるのかということ、これがはつきりしないといふためですわ。

○国務大臣(坂田道太君) まさにその点が、私がまだ成熟してないといふことを申し上げたわけなんです。といふわけで、そこをどう考えていたたいいかというところがわれわれの当面の課題であると考えておるわけです。でございまして、独自のものと考へてゐる、それはよくわかる、また、そうなくちやならないと思ひます。しかし独自のものと考へた場合に、修士課程、それから博士

課程そのまゝを大学院大学というふうにするのか、あるいはむしろそうじゃなくて、もう修士課程までをいひば学部の延長として考へて大学を考へる。まあ一般的な高度の職業教育あるいは一般的な高度の教養の大学というふうにするかという考へ方だつてそれはあり得るわけです。そうしてむしろ博士課程だけを持つたものを大学院として考へる考へ方だつたつて私はあり得るというふう

に思ひます。その場合、全然大学院というものを博士課程だけ切り離したようなものとして、いわば総合研究所みたいな形で、学部とは無関係なものとして考へる考へ方だつて、これはあり得ると思ひます。しかし、そういうような教育というものを直接持たないような、つまり学部、学生というものを持たない大学院というものによつてはたしてほんとうの意味の、先生御指摘のような高度の学問、学術というものが行なわれ得るかどう

か、創造的な成果というものが期待でき得るかどうかといふところには、やはり議論のあるところではないかと、こういううな問題について、もう少し一般にも議論もされ、また中教審において議論をされ、各政党間においても議論をされ、とにかくここに基礎的な研究というものの

重点的に大学の中における位置づけというものの、研究体制を確立する、それをどういふ形でやるかといふことについて知恵をしぼつて、国民的コンセンサスというものを得るといふことが私は非常に大事だと思ひます。どの党においても、私がいま最後に申し述べましたことについては異論のないところだ。しかしながら、それをどういふ形にしたほうがいいかといふことについては、各党とも議論の分かれるところだと思ふ。あるいは研究者の間においても、これについては議論の分かれるところだろうと思ふのです。あるいは大学そのものについても、いろいろこれは議論の分かれるところだと思ふのであります。この点について

はやはりもう少し慎重に検討すべきことであつて、あまりここで明確でないところのほうはほとんどであつて、あまり明確にきちつと、い

ま法律に書いてあるからさうだといへばそれまでのことではございますけれども、実態的に申し上げますと、そこまで踏み込んで、今後の日本における研究体制をどう考へるか、大学においてはどうか、民間との関係はどうするんだといううなことを考へなければいけないと思つておるわけでございます。お答えにあるいはならないかと思ひますけれども、あまりお答えにならないような課題じゃないかといふふうに思ひます。

○小林武君 いや、文部大臣ね、やはり十六年といつても、その十六年の年月の間にはやはりいろいろ変えなければならぬところも出てくるし、それから大学というものを、今日の大学の問題を考へますと、抜本的なやはり大学の改革ということには、与党であると野党であるを問はず、とにかく口に出してきてゐると、一つの方法などを考へなければならぬ、こういうことですからね。変化は私は年々あつていいと思ふのです。ただ、たとへ改められるにしても、十六年間の歴史を持つて、その間に一体この大学院というのはどういふ性格のものであるといふことをはつきりしないところが特徴であるといふようなことでは、これはちよつといかぬですわ。

○国務大臣(坂田道太君) いや特徴であるといふのじゃない。

○小林武君 いや、さうでないと言つたつて、大学院だと言つたつて、どういふものなのか。私はさつき独自性と言つたけれども、独自性といふことは誤解されると困るけれども、やはり学部の延長みたいに考へてゐるのか、全く学部の一種の付属物のように、まづ旧制のやつを見るといふと、何だかわけがわからぬで大学院に残るといふ形で、何年残つたがいつ出でいくのかわからぬといつたようなのが旧制にあつたようだが、今度の場合は、やつぱりさういふことではかなり整備されてゐると思ひますよ。博士号をやるのはどうするとか、修士号をやるのはどうするとか、これは前のから見ればやはり整備されてゐる。そういう種類のもの

としてどういう位置づけをするのかということになら、私はやっぱり、法をちょっと見ただけでも、これは法どおり解釈しても、別に完備していないけれども、こういう性格のもんだと言えると思うのです。それを何かことさら避けているのではないか、避けるからまたその大学という、この大学院というものがきわめてあいまいな性格でやってきているのではないか。先ほど来話がありましたように、そういう大学院が、今度ただ大学院をつくればいいというだけで、このころは大学院をつくることに一生懸命になっているような大学がたくさん出てきている。そうでしょう。だから私は、性格を明らかにすべきだと、それにはこれはもうとても大学事務局とこういう論争をやっても時間が過ぎますから、ちょっとひとつ角度を変えてお尋ねいたします。

大学院に入る学生というものはどういう目的で入るかということをお尋ねしております。学生の諸君はどういうつもりでここへ入ってきているか。あなたが募集するのだから、そうでしょう、募集するのだから、大学院に入る人間がどんな目標で入ってくるかということをお尋ねしなければならぬと思うのです。どうですか、局長さん。

○政府委員(村山松雄君) 組織的な調査をやったことは実はございません。各大学の当事者の御意見などを総合いたしますと、やはり学問分野別によつて非常に違いがございます。先ほど来申し上げましたように、たとえば理学部でありますとかあるいは文学部あたりですと、これは明らかに、学部の研究を継続して研究者あるいは教師になりたいというような意識で入ってくる者が大部分のようでございます。それから今度は工学部あたりになりますと、工学部の修士課程では、研究者になりたいという者と、それから、学部では技術的にも不十分だからもうちょっと高度の技術を身につけてむしろ社会に出たいという者が混在しておるようでもあります。それから、社会科学系統になりますと、各大学によつてかなり事情が違いますが、これはまた、やはり研究者になりたい

者も一部いるし、それから、あまりはつきりした目的を持たずに入ってくる者もかなりあるというようなことが言われております。それから医学部につきましても、これはきわめて端的に申し上げますと、医学部は修士課程というものはなくて、博士課程一本であります。大学院に入つたほうが学位がとりやすい、それから研究者になるにも組織的にやってもらえるというような意識で入ってくるようでございます。それから博士課程になりますと、これはほとんど研究者になりたいという意向のもとに入ってくる者が現状では大部分だと、かようにいわれております。

○小林武君 ある大学の調査を私見なのでありますけれども、それを見ましても、大体いまのようなんです。驚くことに、どうですか、はつきりした目的のないけれどももう少し勉強してみようかというふうなのも非常に多い。この大学では五五〇、私の持っている、ただしことしのあれじゃありませんけれども、五五〇。これが各学部によつて、あなたのおっしゃるとおり多いのですが、いわゆる法文系の者ですと、これがもっと多くなる、五五〇以上になる。六〇〇、七〇〇近くになる。こういう状況というものは、私はやっぱり大学院の性格が、こればかりじゃない、大学院の性格そのものがはつきりしないためだと思つて、そうしてまた、大学院の性格がはつきりしないままやられていくから、大学院そのものがきわめて、学部の延長なのか何かさっぱりわからぬことになってきている。こういうところに問題があると思つて。

それじゃもう少し別なことからお話を申し上げますが、大学院をあなたたちこの法律案でつくれというのをわれわれに要求したのが、その設置基準というふうなものはどういうことになっているのですか。大学院基準というふうなものはどういうことですか。

○政府委員(村山松雄君) 大学院の設置基準は現在法令の形をとっておりませんので、大学設置委員会、つまり文部大臣が大学あるいは大学院を認

可する場合に大学設置審議会に諮問するわけでありますが、大学設置審議会の審査基準という形で定められております。

○小林武君 それについて定められておるのはどういふ内容の基準であるかということなんです。うね、どういふ内容の基準ですか。大ざっぱに言つて、だいたい、あんまり長く言つても困るから。

○政府委員(村山松雄君) たとえばまず構成でございますが、構成は修士課程と博士課程に分ける、両者置いてもいいし、片方でもよろしいことにしておきます。それから目的を修士課程と博士課程と二つに分けて考えております。もちろん全体としては学校教育法第六十五条の大学院の目的を受けるわけでございますが、修士課程と博士課程で目的のニュアンスを変えております。以下、たとえば在学年限でありますとか、それから教員の資格でありますとか、それから修得すべき単位数でありますとか、それから博士、修士の称号を認める場合の基準でありますとか、そういうことを書いてございまして、これに照らして認可をする基準ということになっておりますが、認可されるからには、これが運営上の最低基準にもなるわけでございます。

○小林武君 学校教育法で大学院というものは、はつきりとはまだいかにぬけれども、ややこしいものだと書いてある。この大学院基準に対して文部省のほうでいまでもこういう考え方に立っていますかね。大学院基準を作成するにあつて昭和二十二年の九月ですか、文部省側の意向として大学院専任の教授を置くことは望ましいが、現状では困難であるから、学部の充実にして、それから研究科を設け、これを総合したもの

を大学院とすると、こう言つて大学専任の教授を置くということにかなりブレーキをかけたような文部省側の意向の発表というのがあつた。このことはもうまぎれもない事実ですが、いまは一体どういふことになっておりますか。大学院の専任の教授というのはどういうことになっておりますか。

○政府委員(村山松雄君) 専任の教授は必要に応じて置くことになっております。

○小林武君 現状としてはどういふふうに置かれておりますか。

○政府委員(村山松雄君) 国立大学では事実上大学院だけを担当しているという方はきわめて少ないと思つて。絶無ではないと思つて、きわめて少ないと思つて。それから私学につきましては国立よりは大学院専任の方がおられるようでありまして、たとえば学部と大学院とで定年を異にしたして、学部では定年だけれども、大学院ではなお授業を担当するというような形で専任を置く場合もあつたり、それからまた純然たる大学院専任の方もおられるようでありまして、その実数はつまびらかにしておりません。

○小林武君 それで国立では置かないのはどういふ理由ですか、それは。

○政府委員(村山松雄君) 一つは、発足当時の事情もございまして、それから大学側の意向も必ずしも大学院専任の教授を置くということに固まつてゐるわけでもございせんので、現在まだ専任をほとんど充実するという形になっておらないわけでありまして。

○小林武君 大学側が大学院に専任の教授を置くことを望んでいないと、こうおっしゃるわけですか。それで国立のほうでは専任教授を置いてゐるところはきわめて少ないと、こういうわけですか。

○政府委員(村山松雄君) 御説明がややあいまいになります。大学側は専任を置くことを希望しないわけではございません。ただ具体的にだれを専任にするかというふうな段階になりますと、考え方がまとまらない。そこで結果的には専任を置くという方向で具体的な行動が進まないというのが現状でございます。

○小林武君 これについて教育刷新委員会の勧告、それから二十四年の学術会議の勧告等いろいろな勧告があつたと思つて。その点についてはどんな勧告をされているわけですか。

けでありますが、取り寄せまして御説明申し上げます。

間違いないと思います。そのほかに、たとえば

うようなもの、これに見合つた研究をやるのに

なり調べたものを見たことがある。大体概算で一体どのくらいのもが入っているか。

○政府委員(村山松雄君) 多少古うございませうが、昭和四十二年に大学に部外から入っておる経費を調べたことがございませう。そこでたしか約百億円くらいの数字が出ております。その中にたとえは科学研究費のように文部省から出るものもございませう、それらを除きますと、民間から入っておるものはおそらく五十億程度ではなからうかと思ひます。

○小林武君 いま何だかわきのほうから、もう一週間くらいこれは審議しなければだめだという話ですが、そういうわけにもいきませんからきょうはこれでやめなければならぬ、これはちよつとけた違いです。私は何も因縁つける意味で言うわけじゃない。この国立学校特別会計を見て、とにかくこれはわずかなことですから、こんなもの何ぼしろうともわかるのです。そうするとこの金額で、この総額の金というのは、それは確かに総予算の中で見ればやはり相当目につく予算かもしれない。しかしながら、これはほんとうに大学というやうなものが、いまの数からいって、それからその中で十分に大学が大学らしいやうな行き方ができるやうなことをするために、もつと膨大な金が必要なんだという事実はこれは明らかにしなければならぬ。そこで私は文部大臣にこのことをひとつお願いしたい。これは党派とか何とかいうことでなく、やはりこれは明らかにしなければならぬことですから、一体どのくらいあればいいのかという検討はすべきだと思うのです。どのくらい入っているかということも明らかにすべきです。それを全部まかなうことはできなくても、それにだんだん近づけるということは必要じゃないか。そういうことをやらんという、私は大学自体の内部の中にもいろいろな問題が起こって、そうして今度の紛争の中にもそういうことが一つの原因になっているということが言えると思ひます。

それからもう一つ申し上げたいことは、先般質問いたしました大学院、私はいまの大学院制度というものをやはり充実しなければいかぬ、しつか

りした目的を持たした、性格を持たした形で充実させなければいかぬ。そのことを怠った場合においてはこれはたいへんなことになる。そういう意味から、大学院の学生というものは一体どうい生活をしているかというこの調査をやるべきです。東大におけるところの無給の医師が東大の大きな問題になっていることは御存じのとおり、大学院の学生というものは、将来日本の学術なり何なりを背負って立つというやうな人たちのためを考えたならば、私はここでどうい生活をしているかというのを考えなければいけません。私はここに資料を持ってきたていますけれども、どうい生活をしているか、うちから幾ら送りを受けているか、それから育英資金をどれだけあてにしているか、あるいは結婚した者は共稼ぎをやっているとか、いろいろそういうことをやっていると、あるいはアルバイトをやっている、こういうことによつて自分の生活というものがどんなに研究というものから——そういう生活のために研究の時間を奪われているかということ、どっちが本職だかわからぬことになっているという、そういう嘆きがあるというのを考えますと、き、私はやはりそういう面の奨学金の問題についても、検討する面が非常に多いと思ひます。まあ短い時間でございませうから、これからはひとつ一般的な質問の中で再々文部省にお尋ねをいたしたいと思ひますので、きょうはこれで終ることにいたします。

○鈴木力君 時間がきわめて少ないので、あまり大きな問題はお伺いしませんが、この国立学校設置法の改正をずっと今日まで続けてまいりました懸案事項について若干伺いたい。時間がないから率直に伺いますが、その一つは、例の電波高等学校ですね、電波高等学校を専門学校にすべきであるというときは、商船高等学校を商船高専にしたときに、そのとき以来参議院文教委員会では高専にすべきであるという決議も二回繰り返していらる。したがって、大臣も、当時の大臣はその趣旨に沿つて善処するという意味の御答弁を二回

繰り返しておられますが、昭和四十一年から始まつているのでありますから、現在どうい状況になっているのか、ひとつ伺いたい。

○政府委員(村山松雄君) 私どもとしては、前向きで検討すべく専門的な関係者にお集まり願つて、まづもつてこの関係の電波技術者を必要とする向き、それから学校関係の意見を含め、さらに高等専門学校にする場合にかなるカリキュラムが成り立つかというやうな専門的な委員会、それらを並行的に進めております。で、近く結論を得まして、次年度を目標といたしまして前向きで処理したい、かように思つております。

○鈴木力君 そういたしますと、その専門家の意見を聞いておられるというのは、昇格といひますか、専門学校をつくる、そういう一つの方向で具体的にどうするかという検討をしているという意味です。

○政府委員(村山松雄君) 大体そういう方向でございませう。

○鈴木力君 この件はわかりました。

もう一つのこと、これもこの国立学校設置法を審議するために出てまいりましたことで、養護教員養成所の問題、これは今養護教員養成所が一つだけできるわけですが、毎回議論をされておつて、これは定数法の議論のときに議論は尽きておると思ひますけれども、少なくとも各校に設置しなければいけないということで、これはもう全部認めておる。したがって、それがいまのやうにこの養護教員がきわめて少ないので問題が起つておるわけですが、定数法でもある程度は配慮はされた。しかし、あるべき姿と比べると遠い現実なものでありますから、したがって、この養護教員の問題は抜本的に対策を立てるべきだという意味の附帯決議になつておるはずなんです。これはもう養成と、それから定数の配置との問題は、両方かみ合つておるわけなんです。したがって、今度は千葉大学一校だけをつける、これだけではわれわれの意思にこたえるということにはならないと思ひます。したがって私は、この法案

にはそれだけなでありますけれども、これ以外に将来どういことを考えているのか、具体的に何か検討されているのか、それを伺いたい。

○政府委員(村山松雄君) 御案内のように、養護教員の養成、あるいは供給源といふのは多岐にわたつておりました、大学、短大それから養成所、あるいは看護婦からの転換等がございませう。現在、大学局としましては、初中局の定数充足計画とにらみ合わせまして養成体制の整備をはかつておるわけでありませう。現在の計画でまいますと、今次計画目標の四十八年までには、養護教員の免許状取得者は四千名を上回ることが見込まれております。現状では、大体的な定数増があれば、またその時点で考えますが、漸増的な定数増計画に對しましてはほぼ支障がなく供給できる見通しを持つております。

○鈴木力君 時間がないから議論はしないんですけれども、いまの局長の答弁のやうなことが繰り返されたので附帯決議になつておるんです。経過ははつきりしておる。それは何かといふと、定数法に見合つて需要に間に合いますからけつこうですという意味のことを言つておられた。これが繰り返されたんです。ところが、実際はあの学校教育法を読めばわかるとおり、附則で特例規定をつけておる。あるいはただし書きで、附則だったか何か忘れたけれども、その特例としておるのは何かといふと、養護教員の制度をつくつたときに有資格者が足りないの、当分の間置かないことができるという意味です。これがほぼ通つておるわけなんです。だから抜本的に計画を立てるべきだという意志は、定数に見合うものが需要に見合うやうな考え方がない。そうじゃなしに、学校教育法に見合つたものに近づけるのにとりかかると、こういうことなんです。だから、これは養成の問題だけにいかぬわけにもいかぬ、定数だけにいかぬわけにもいかなぬ。これは文部省全体の問題なんです。これが三年目になつてまた同じことを繰り返すというやうなことなら、これはもう附帯決議なんというこ

うなことになる、これはもう附帯決議なんというこ

とはどうお読みになっておられるのか、あるいは文部省がほんとうに養護教員という問題を解決しようとする真意があるのかどうか、どうも疑わしくしてしまふ。これはもう局が違ふからと言ふかも知れませんが、大臣にこれについての答弁を再度伺いたい。

○国務大臣(坂田道太君) これはもうこの前の定数法のときにもお答えをいたしましたように、養護教諭につきまして将来計画を立てたいということとは申し上げたわけでございます。その線に沿ひまして十分この附帯決議の線に沿つて努力をいたす所存でございます。

○鈴木力君 最後に、これは繰り返してもしよるが、この度のすけれども、少なくとも来年までには具体的なものをこの程度で検討しているとか、何か具体的なものを示してもらえないと、これはもう話だけではどうにもがまんができません。それから、それは要望しておきます。

時間がなくなつたのですけれども、もう一つだけ、これはまあ要望にしようと思つてますが、この委員会でも何べんか教育事情の視察等もいたしまして、委員会の調査報告等も出ておる。その中に、現在の教育の中で養護教育で、養護学校なり、あるいは養護学校なり、こういう面の教育についてきわめて教師が足りない。それから教師の養成する機関がないということが大きな障害になつておる。このことはもう報告済みなわけですが、たとえば言語障害児がいる。言語障害児を普通の小・中学校や高等学校でこれを教育をする特殊な技能を持った教師がいなければ、この教育ができない。そういう脳みを現場で持つておるということ、もう御存じのはずです。ところが、この国立学校の少なくとも附属に、こういう施設というのはいくらも足りないと思う。養成関係と合わせたそういう研究機関、あるいは実習機関というふうな、少なくともその付属にそういう面をもつともっと充実させる時期が来てるのじゃないか、こういう感じがするんです。時間がありませんという、統計や何かで数字でもつていきま

すと、もつとはつきり申し上げられると思ふけれども、きょう時間ありません。文部省として、いまのこの問題について真剣に取り組んでいただきたいと思う。そうして少なくとも養護学校、あるいは養護学校というものが相当程度に普及をされてきておるわけなんでありまして、それにこたえる教員の養成ということ、この国立学校の設置の段階で真剣に考えなければいけないと思ふ。それを一つつけ加えて要望を申し上げます。私の質問をこれで終わります。

○川村清一君 質問時間はたつた十分でございますのできわめて事務的な問題をお尋ねしたいと思ふいます。

国立学校設置法施行規則の別表第一に、国立大学の教職員の定数が規定されておるわけでありまして。私はこの中で教諭の定数についてお尋ねしたいわけでありまして、たとえば教諭の欄に、北海道教育大学八十四、弘前大学六十五とか岩手大学四十三とか、こういう規定があるわけでありまして。これはもちろん別表の第九ですね、九の教育大学の教育学部あるいは大学の教育学部に設置せられております附属小学校、中学校あるいは幼稚園の教諭の数を規定したものであると、こういうふうな理解しておりますが、私のお尋ねしたいのは、この大学の附属小・中学校、幼稚園はまあ除外します。小・中学校、いわゆる義務教育の小・中学校の教諭のこの数というものは何を根拠にし、何を標準にしてこれを規定したものか、そこをちょっとお尋ねしたいわけでありまして。

○政府委員(村山松雄君) 大体公立学校の定数基準を標準といたしまして、国立学校の場合は大学の行ないます教育実習あるいは教育研究に協力する関係がございまして、その要員の分を若干見まして計算をいたしております。

○川村清一君 そうしますと、全国のすべての大学の附属小・中学校の教諭の定数というものは、やはり大体同じ標準でこれは算定されて規定されておられますか。

○政府委員(村山松雄君) 考え方としては同じ基準でございまして、沿革的な事情で多少の出入りはあるわけでございまして。

○川村清一君 そこで、われわれが定数法の審議をしたときに文部省からいただいた資料によりまして、四十三年度附属学校教職員配置状況」というこの表によりまして、小・中学校ともたまたま局長の答弁のように、大体というんでなくて、いふん違つておる。学校によって非常に違つておるといふ点があるわけでありまして、たとえば中学校に一つ例をとりますと、十二年度の学校におきましては最高が二十八人最低が二十人、八人の教諭の差があるわけでありまして。十五年度にまいりますと最高が三十二人最低が二十六人で、六人の差があるわけでありまして。小学校等におきましては十八年度の小学校では最高が二十七人、最低が二十二人と、五人の差がある、こういうことになってくるわけでありまして。これは一体どういうわけなのか。それから、われわれの見解からいいますならば、これは大学の附属小・中学校であつても義務教育でありまして、当然公立義務教育の定数と同じように学校によって差がつくというものは、これは了解できないわけでありまして。どうしてこの最高と最低にこんな大幅な差が出てくるのか、この点を納得いくようにひとつ答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(村山松雄君) まあ主として沿革的な事情でございまして、現在の国立大学の附属小・中学校は旧制の師範学校あるいは高等師範学校等、等の附属学校を切りかえたものでございまして、切りかえ時においては相当の出入りがございまして。

そこで、文部省としては、最低のほうは少なくとも基準に満ちるようにならなければならぬというわけでありまして、最高のはうを削るというふうなことはいたさなかつたものですから、現状においてな差があるという結果になつておるわけでありまして。

○川村清一君 私は、大学の附属小・中学校の教諭の定数については、当然公立義務教育学校と同様、学級数に応じた標準定数というものをまず規定すべきである、その上に立つて、この大学、まあ教育大学あるいは大学の教育学部の附属小・中学校の任務というものは、公立の学校以外にもやはり教育実習とか研究とか、そういうものの使命を持つておるわけでありまして、標準定数の上にそれをかさ上げして、こういうふうな相ならなければならぬと思ふわけでありまして。学校によって差をつけるというふうなことはまずいと思ひますが、学術局長のお考えをいただきたいと思ひますが、一点と、それから、参考のため、私も勉強したいので、別表第九において、全国の学校ありまして、大学に付属されておるこの小・中学校の学級数とそれから実際に配置されておる教員数を出していただきたい。たとえば、北海道教育大学八十四と、こう出ておりますが、この八十四というのは札幌、旭川、函館の小学校、中学校の教員の総数だと思ふわけでありまして、それを学校別に分けて、一体札幌の学校には何人いるかというように、実際に配置されている数字を全国の附属校に分けて出したい。これはまあおかしき時間がかかると思ひますから、時間研究してみたいと思ひますから出していただくことを願ひます。

それから、もう三分ほどありますからもう一点お尋ねしますが、先日いただいた「昭和四十三・四十四年度大学の創設、学部の創設、大学院の新設等に関する要求・査定一覧」というこの表でございまして。ここでお尋ねしたいのは、昭和四十四年度のところで、「上記のほかに、大蔵省に要求したものの」というこの欄の中に、秋田大学とか大阪大学とか山梨大学とかありまして、横のほうに「創設準備費計上」という注と「創設準備費要求」という注書きがあるわけでありまして、準備費計上というのと準備費要求というのとではどう違うのですか。

○政府委員(村山松雄君) まづ御質問の前段の、附属小・中学校の教員の定数の計算の考え方でありますが、考え方としてはもう御指摘のとおりそのようにやるべきものと考えておりますが、まあ実際問題として調整がなかなかつかないというのが実情でございます。

それから、後段の御質問でございますが、創設準備費要求をしたものは、たとえば秋田大学につきましても、元来が準備費の要求をしてそのように認められたわけでありまして、それから、大阪大学につきましても、創設の要求を出したけれども、まあ結果的に準備費計上に終わった、そういう差でございます。

資料につきましては整えまして御説明申し上げます。

○川村清一君 先を急ぐものですから、恐縮ですが、この「計上」というのと「要求」というのがあります。この欄は、今度は四十五年、明年度にいきましますという上の「設置されたもの」というところにつなげていくと思うのですが、この表から推察いたしますと、これはまあ間違いかどうか分かりませんが、私のしろと考えては、「計上」というほうが優先的に「要求」よりもいくつではないか。そうすると、四十五年のときには「設置されたもの」という欄に秋田大学がまずこう上がつていくのじゃないかと、これはまあ大蔵省が認めるか認めないかによってこれは違いますが、けれども、常識的に考えるというところになるのではないかと思います。これはどうですか。

○政府委員(村山松雄君) 御指摘のとおりでございます。秋田、大阪につきましても創設準備費が計上されております。そこで、目下準備費をしておりまして、準備が整い、来年度は創設そのものの要求をして、認められれば学部設置に入る、かようなこととなります。それから京都大学等の準備費を要求したが、認められなかったものにつきましては、四十五年度どうするかにつきましても、これからさらに検討することに相なります。

○川村清一君 最後の質問ですが、決して私はそれに対して別段文句をつけているわけでもありませんし、深い根拠があるものでもないわけでありまして、ただ、ちょっと納得いかないのをお尋ねしているわけなんです。そういうことになりまして、今度は四十三年度と比較してみると、四十三年度のところで「大蔵省に要求しなかったもの」という欄があります。ここに秋田大学があるわけですね。それで、その要求しなかったものの秋田大学が、四十三年度で大蔵省に要求したもので四十四年度で「設置されたもの」の中に入らなかったもの、いわゆるこれは大蔵省に認められなかったものがそのまま横すべりいたしまして四十四年度にも「上記のほかに大蔵省に要求したものの」欄にあるわけでありまして、ところが、秋田大学は「大蔵省に要求しなかったもの」に四十三年度入って、四十四年度には四十三年度に要求したもののほかの学校全部を抜いていきなりトップに出てしまっているというところは、これはどうも私は常識的に納得いかないわけでありまして、これは決して私は文句をつけているわけじゃない。何も深い根拠があつて申し上げておるわけじゃないのですが、行政というものは、それはまことに公正であつてまた明瞭でなければならぬ。私は疑義を感じるくらいでありますから、これは国民にこの表を上げてこれを検討してみたら、これは妙だなあと、こういうふうな疑義を持つと思うのですが、そこで、どうしてこういうことになるのかということをお尋ねしたい。こういうことはやはりはっきりしておかないと、いたずらに国民に非常な疑惑を持たせることにもなりますので、この点ひとつはつきりさしていただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(村山松雄君) 学部、学科の創設の要求につきましては、やはり毎年度検討するわけでありまして、検討の中身は、当該学部の社会的な需要でありますとか、当該大学の準備の状況でありますとか、それらを勘案するわけでございます。

医学部につきましては、前回でも御説明申し上げましたように、終戦後国立の医学部創設というのはございせんでした。そこで医学部に対する要求はきわめて強い。ほかの薬学とか歯学とかといふものにつきましては若干ずつつくつております。すし、薬学士あるいは歯科医学士に対する需要といふたようなものも医学に比べるとやや余裕があるといふようなことからいたしまして、四十四年度につきましては、秋田大学が取り上げられ、その他の大学は見送られた、こういう経過でございます。

○国務大臣(坂田道太君) ちょっと、予算のときに私が考えましたのは、ことし紛争があるということが一つやはり頭にありました。それからもう一つは、東京とか京都とかというふうな非常に大きいところは、やはりむしろ複雑多岐になるのであるべく遠慮すべきじゃないか、むしろこれから先は、やはり地方大学を充実していこうということが頭に一つありました。そういうようなことを一つ尺度として査定もいたし、また大蔵省とも折衝したということを申し上げておきたいと思ひます。ただ、その中で、原則で、それなら大阪大学の溶接研究施設はどうだ、あるいはまたあそこの社会学部はどうだというようにございまして、人間科学部と申しますか、今日の大学紛争のストリーデント・パワーなんかを研究する問題も含んでございまして、こういうような新しい学問といふものがどこの大学にもないというやうなきわめて特異な学部である。むしろこういう学部は認めるべきであるという考え方、それから溶接の施設につきましても、これは従来、大阪大学がその方面の非常に充実したスタッフを持っておられるし、当時御承知のタンカー船が持ったというやうなこともございまして、そのほうも考慮してそういうやうな査定をいたしましたわけでありまして、秋山長造君、ことしもまた毎年の例にならつて若干の学部、学科、大学院が新設されるわけでありまして、これは何ですか、文部省に国立大学全体

についての一つの基本計画のやうなものがあつてやつておられるのか。それともそれぞれの大学なり地元なりからの要望が出たり陳情があつたりして、まあ、いいことばで言えばケース・バイ・ケース、悪く言えば出たとこ勝負で認めておられるのか、どっちなんですか。

○国務大臣(坂田道太君) いまのお尋ねは一番の核心に触れる問題だと思ひます。私はやはりこれは長期的な一つの教育計画あるいは高等教育機関をどうするかあるいは日本列島の中でどうするかといふやうなことがやはり前提になつて、ある程度そういうやうなインフラチブをとつて文部省が考えていくべき問題ではないかといふふうに思ひます。ただ、いま御承知のように、大学とは何ぞやと、大学をどうするかといふやうな問題もございまして、急にそういうやうな活動もやれない事情にあるかと思ひますが、しかし御指摘のやうな関係は確かに従来あつたケース・バイ・ケースといふやうなことで処理してきたといわれてもいかたがないやうなところはあつたといふふうに思ひましてございまして。ただ、ことしは、先ほども申し上げましたやうな意味合いにおいて地方大学を充実していこう、将来やはり地域の住民に研究の成果がある程度還元していくという大学のあり方といふものが望まれてくるというところは、何人も肯定されることではないかといふやうなことから、そういう一つの基準を頭に置いて大蔵省と折衝したということをお願いしたいと思ひます。

○秋山長造君 よく大臣は国立大学が七十五もあつて云々といふことをおっしゃるのですが、国立大学が七十五あるといふのは、これは多過ぎると思つておられるのですか。まだ少ないと思つておられるのですか。この点イエスかノーか。

○国務大臣(坂田道太君) いや多過ぎると思つておりませんし、少な過ぎると思つていないのです。ただ、国立大学の運営のやり方そのものがないのかどうか。たとえば日本の明治以後勃興してきたときにおいて、国立大学の意味といふものが

非常に大きかった。しかしそれほどの重きを、国立大学という形において重要であるかどうかというものは、もう一べん見直されなければならないときに来ているのじゃないだろうかということでございます。それから、先ほどから小笠原さんやその他の方々、小林さんからもございました。百二十六万云々ということをおっしゃいますけれども、それは東大は百二十六万、一般の国立大学が七十六万、ところが百五十万の学生のうちに三十万が国立大学ですよ。百万というものが私立大学ですよ。その百万の私立大学の一学生に対しては国は一万円以下しかやっていないのです。こういう意味合いにおいてあれを出しておるわけですね。その点はひとつ小林さんも小笠原さんも御了承願いたい。こういう意味なんです、むしろ秋山さんが御指摘になった意味において、国立大学というのはどうなのかということ、ここで一べんお互いに考えてみるべき問題ではないだろうか、このかきねを取っ払うことがいいのか悪いのか、やはり国立大学は国立大学として残しておくほうがいいのかどうかというように、むしろそこに紛争が非常に多くなってきたところ、親方日の丸の無責任体制があるのじやなからうかというような気がいたします。しかし私は、やはり私立大学でございます。しかし私は、やはり私立大学でございます。ある程度都市集中と申しますか、そういうところでなければ成り立たないということから考えますと、むしろ国立大学というものはもう少しできても場合によってはかまわない。非常にこれは抽象的なもの言い方でございますけれども、そういう性質のものではないかというふうに考えるわけでございます。

○秋山長造君 以上の二点については、また別な機会にもう少し突っ込んだ御質問をしたいと思っております。

最後に、きのう、国大協と総理大臣以下との懇談があったわけですが、その席上で総理大臣が、教育の基本問題それから大学制度改革の問題、こういう問題を扱うには、現在の中教審は

不適当だ、何かいづれ別個の新しい諮問機関が必要だというような御発言があったように報道されておるのですが、これはまあ文部大臣も同席されただろうと思うのですが、具体的にどういうものをつくるという意味なのか、それから受け取りようによつては、いまの中教審では年齢が少し高過ぎて、新しい大学制度の構想をやるのにはちょっと不向きだというような批判も政府部内にあるやに聞いておるのですが、受け取りようによつては、いまの中教審の不信任ということにもなると思うのですがね。そうすると中教審というのはもう廃止するということになるのか、そこらの点を……

○国務大臣(坂田道太君) 私もけさの新聞を見まして実はびっくりしたわけなんです。と申しますのは、二時から一時間だけ私は立ち会ひまして、三時から四時まででは立ち会っていません。でございますけれども、あとでお話をちょっと、立ち会っておりましたうちの事務次官からも伺いましたし、それから私が立ち会っておりましたときに、それに関してちょっとこういうことを申されたわけなんです。この当面紛争の法案という、これだけで大学の紛争が解決すると思わないし、その大学紛争のよってきた原因というものは非常に複雑多岐なんです、やはり大学全般の基本あるいはまた大学に付なるところの六・三・三・四あるいはむしろ就学前の幼稚園教育までも含めた制度というものをもう一べん見直す必要があるんじゃないかというか、そういうことをむしろ述べられたわけでございます。私がおりました間に、ところがあとも、その中教審のメンバーの一人でありました芸大の学長の小塚先生が、自分が中教審の委員としておつてみて、やはり自分の独自のスタッフといひますか、そういうものを持ったならば、もうちょっとうまく中教審自身が動くんじゃないかというか、こういうような意味合いのことをお話しにうなづいたというふうには聞いておるわけでございます。その意味がどういう意味でございますか。

たのか、もう少しひとつ総理やそのとき御発言になつた方々によくお話を聞いてみませんか、その辺誤解されるんじゃないかというふうに思つておるわけでございます。

○委員長(久保勘一君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保勘一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○安永英雄君 本法案にかかわります問題は、抜本的に改めなければならない問題がたくさんあると思ひます。しかし当面の問題として、この法案に賛成するという立場で意見を申し上げたいと思ひます。

一つは、大学における学部、大学院の設置について、日本の将来に対応する大学のあるべき姿とひとつ樹立してもらいたいということであり、また、大臣もいまもおっしゃつたわけであり、綱、そうして長期展望を出す責任があるというふうな言明もありましたが、やはり将来の高等教育に学ぶ人口がどうか、あるいは国民大衆へ門戸をあける大学といふべき数でどういう学科でというふうな問題も早急に樹立してもらつて、行き当たりばったりの設置ということではない、二番目に、新制大学の性格というもののについて、今日ほど混乱しているときはないし、国民のための大学、大衆のための大学といふこの新制大学の建学の精神、こういったものをこの際ひとつ確立して再出発をする時期だといふふうに考えます。特に大学紛争の原因にもなつております旧七帝大から残っている講座制といったもの、この中から閉鎖的なあるいは職階制、あるいは絶対服従あるいは徒弟制度、こういった問題が生まれてきて、学問の自由、研究の発展というのに対して

自由がその中から生まれてこないということも、この法案の審議の中で明らかにしたところであり、また、この弊害と欠陥を早急に解決する必要がある。大臣もまさにこの課題というものは大学紛争の一つの課題であることははっきりしているという認識も持つておられますし、現在の大学の中の矛盾、こういったものを早急に解決する必要がある。

三番目には、施設設備の問題であります、これは十分な予算というものを組んで、全額国で持つという方針でもって努力を進めていくべきだということでもあります。これはもう例を申し上げますけれども、この点について、大臣からもそういった努力をするという言明もありましたし、この点産学共同の問題といひ、あるいは今度の大学紛争の一つの原因といひ、すべてこころあたりから出てきているというふうに考えますし、私はその点の早急な取り組みが必要であるというふうに考えます。

次に、大学の学問の研究、こういったものの中に資本企業、こういったものが入ってきて、むしろそういった研究、学問というものを従属させようというふうな危険を私は感ずる、こういった点については早急に従属化というものを防ぐ措置といひ、企業に結びついた一部のものが資金源を握つて、そうして大学全体の研究者を支配する、こういった方向を確かにとりつつある。一企業の寄付によつて新学科の新設、こういったものまでも左右されるという現実を私は知つておりますが、こういったことはあつてはならない。大臣はあくまでもこの委託研究というものは推奨すべきであるといふことばもありましたけれども、しかし、私がいま言った点については確かに否定をされたわけであり、こういふ点、やはり三番目の私が申し上げた施設設備あるいは研究費、こういったものを十分に国立大学には国が持つという立場を確立しなければ、こういった弊害は除かれないうことを申し上げたいと思ひます。

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)
請願者 神戸市長田区名倉町四ノ一一 山
阿松子外三十四名

紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四四五六号 昭和四十四年五月二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)
請願者 山口県岩国市藤生八六〇ノ二 野
坂花子外七十一名

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四四五七号 昭和四十四年五月二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)
請願者 山口県豊浦郡豊北町滝部 磯部将
和外七十三名

紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四四五八号 昭和四十四年五月二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(九通)
請願者 山口県大島郡橋町土居 河野ミノ
ル外二百十八名

紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四五二二号 昭和四十四年五月六日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)
請願者 山口県豊浦郡菊川町 森本義人外
四十八名

紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四五二三号 昭和四十四年五月六日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)
請願者 山口県岩国市錦見七ノ二九ノ二四
羽村ハツ外七十一名

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四五一四号 昭和四十四年五月六日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)
請願者 福島県白河市字桜町八六 小林寛
次郎外八十名

紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四五一五号 昭和四十四年五月六日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十通)
請願者 福島県北会津郡北会津村 成田正
市外二百十四名

紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四五三二号 昭和四十四年五月六日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)
請願者 山口県玖珂郡美和町大字釜ヶ原一
〇七 藤井頼人外八十三名

紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四五三三号 昭和四十四年五月六日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十四
通)
請願者 熊本市手取本町熊本県福祉会館
内熊本県傷痍軍人会内 田中典次
外六百九名

紹介議員 高田 浩運君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四五四一号 昭和四十四年五月六日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 兵庫県城崎郡日高町石井 安佐佐
一外九名
紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四五四二号 昭和四十四年五月六日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 神奈川県川崎市砂子一ノ四ノ一二
神奈川県傷痍軍人会内 国枝慶一
外十八名

紹介議員 河野 謙三君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四五五三三号 昭和四十四年五月七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)
請願者 山口県豊浦郡菊川町 原野はるの
外四十八名

紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四五五四号 昭和四十四年五月七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)
請願者 山口県岩国市岩国一ノ一八ノ七
藤井房江外七十二名

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四五五五号 昭和四十四年五月七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)
請願者 山口県下関市大字秋根二四二 阪
田茂外七十一名

紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四五五六号 昭和四十四年五月七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 札幌市北三条西七丁目道社会福祉
館内財団法人北海道傷痍軍人会
長 本田貞三外二十四名
紹介議員 河口 陽一君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四五五七号 昭和四十四年五月七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)
請願者 茨城県東茨城郡常陸村大串 鈴木
重一外二十三名

紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四五六四号 昭和四十四年五月七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 東京都国立市国立三〇〇ノ六国立
市道族会内 村上鶴松外二十七名

紹介議員 大谷藤之助君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四五六五号 昭和四十四年五月七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 東京都新宿区市ヶ谷本村町四二財
団法人日本傷痍軍人会内 奈良栄
三外二十四名

紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四五六六号 昭和四十四年五月七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(四通)
請願者 大分県速見郡山香町上道族会内
近藤孝亀外百三十七名

紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四五六七号 昭和四十四年五月七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(八通)
請願者 山口県阿武郡阿武町福賀笹尾 小
野忠吉外百九十七名

紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四六二三号 昭和四十四年五月七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 愛知県豊川市白鳥町蔵子七二 野
紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四六二五号 昭和四十四年五月八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)
請願者 山口県豊浦郡豊浦町川棚松谷 吉
中亀吉外四十八名
紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四六二六号 昭和四十四年五月八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(四通)
請願者 山口県光市光市浅江遺族会内 伊
藤英子外九十五名
紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四六二七号 昭和四十四年五月八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(三通通)
請願者 山口県阿武郡福栄村紫福 山根喜
友外七十三名
紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四六六五号 昭和四十四年五月八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市戸祭元町三七四保
健福祉会館内社団法人栃木県軍恩
連盟内 岡田広外二十三名
紹介議員 船田 讓君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四六六六号 昭和四十四年五月八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(五通)
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 岐阜県可児郡兼山町 伊藤絹子外
九十七名
紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四六六七号 昭和四十四年五月八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(五通)
請願者 山口県阿武郡阿武町福賀黒川 池
田忠美外百十九名
紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四六六八号 昭和四十四年五月八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十一
通)
請願者 福島県いわき市小名浜字定西二〇
六 長瀬金右エ門外二百四十一名
紹介議員 石原 幹市郎君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四六六九号 昭和四十四年五月八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(三十一
一通)
請願者 山口県小野田市第一日出町 町田
団十外七百四十九名
紹介議員 長屋 茂君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四七三三三号 昭和四十四年五月八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 山形市緑町二丁目県民生部社会課
内山形県傷痍軍人会内 鈴木美記
外二十四名
紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四七三三三号 昭和四十四年五月八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 石川県金沢市清川町一〇ノ二〇財
団法人石川県傷痍軍人会会長 徳
田保久外二十三名
紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四四四〇号 昭和四十四年五月一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 静岡県浜松市三方原町三、四五三
林純子外二十九名
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四四四一号 昭和四十四年五月一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 大阪府大東市北条一、〇一五ノ五
松尾徹一外二十九名
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四四四二号 昭和四十四年五月一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市秋葉ヶ丘一〇ノ一四
村上恭一外二十九名
紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四四四三三号 昭和四十四年五月一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市段上町四ノ六五
淵明外二十九名
紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四四四四号 昭和四十四年五月一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市仁川町四ノ八一
野充外二十九名
紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四四四五号 昭和四十四年五月一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市段上町五ノ一五
羽
原美智子外二十九名
紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四四四六号 昭和四十四年五月一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 山口県吉敷郡小郡町八五八ノ七
佐藤坤子外二十九名
紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四四六七号 昭和四十四年五月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神戸市灘区山田町二ノ一九 安達
妙子外二十九名
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四四六八号 昭和四十四年五月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市仁川町六ノ四九 平
田りや子外二十九名
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四四六九号 昭和四十四年五月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 愛知県岡崎市明大寺町道城ケ入三
ノ五 浜口昌子外二十九名
紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四四七〇号 昭和四十四年五月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神奈川県川崎市井田三舞町四二ノ

一八 高市直幸外二十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四四七一号 昭和四十四年五月二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 秋田県大館市南ヶ丘五一ノ五八

佐藤寿子外二十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四四七二号 昭和四十四年五月二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都江東区大島五ノ一二ノ八

吉田栄作外二十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四四七三号 昭和四十四年五月二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 兵庫県栗東郡山崎町鹿沢一二七ノ

九 唐牛靖吾外二十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五二二号 昭和四十四年五月六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府豊中市旭丘六ノ三〇ノ四〇

三 祖父江揚子外二十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五二三号 昭和四十四年五月六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府堺市上二九〇 奥野博幸外

二十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五二三号 昭和四十四年五月六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市仁川町四ノ八二 磯

辺沢次郎外二十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五二四号 昭和四十四年五月六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府茨木市双葉町一一ノ四ノ六

四 畑輝子外二十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五二五号 昭和四十四年五月六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪市旭区大宮町九ノ二一ノ三南

島寮内 横川美佐子外二十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五二六号 昭和四十四年五月六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 奈良県生駒郡生駒町東新町三二三

中西昭代外二十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五二七号 昭和四十四年五月六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 宮城県名取郡沼沢町東長町二七

本郷勝洋外二十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五六九号 昭和四十四年五月七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市北一二条東四丁目 三上広

昭外二十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五七〇号 昭和四十四年五月七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市本町二条七丁目 清水克彦

外二十九名

紹介議員 北村 陽君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五七一号 昭和四十四年五月七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市北二条東一丁目 西本多

美子外二十九名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五七二号 昭和四十四年五月七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市南九条西一丁目 金川寿美

子外二十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五七三号 昭和四十四年五月七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市三条町一八ノ一〇

松山善昭外二十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五七四号 昭和四十四年五月七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 徳島市北常三島町二ノ三 中島繁

紀外二十九名

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五七五号 昭和四十四年五月七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪市東淀川区相川中通一ノ九

柏原雅子外二十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五七六号 昭和四十四年五月七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 宮城県名取郡沼沢町東館下二五

田崎政蔵外二十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五七七号 昭和四十四年五月七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府枚方市禁野本町二ノ一四ノ

二、四三六 岡本章子外二十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五七八号 昭和四十四年五月七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府西成区若山町三 新井健蔵

外二十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五七九号 昭和四十四年五月七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府城東区蒲生町四ノ一七九

中島靖之外二十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四五八〇号 昭和四十四年五月七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 滋賀県大津市西庄一五ノ三九さがみ荘内 近藤十郎外二十九名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四六三三三号 昭和四十四年五月八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市北二条西四丁目 岡田知佐子外二十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四六三三六号 昭和四十四年五月八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市南三丁目 相馬三枝子外二十九名

紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四六三七七号 昭和四十四年五月八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府豊中市玉井町一ノ五ノ七 篠村一郎外二十九名

紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四六三八号 昭和四十四年五月八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道小樽市入船四ノ二四ノ一六 増岡なみ子外二十九名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四六三三九号 昭和四十四年五月八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市八幡三ノ一ノ三二緑 荘内 吉田洋一外二十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七〇七号 昭和四十四年五月八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神戸市灘区灘北通五ノ四九 福本 毅外二十九名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七〇八号 昭和四十四年五月八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府吹田市竹見台三ノ一C三二ノ五〇三 浅海美幸外二十九名

紹介議員 小笠原真子君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七〇九号 昭和四十四年五月八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都文京区小石川二ノ五ノ一五 金子裕美外二十九名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七一〇号 昭和四十四年五月八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府吹田市高浜町六ノ一五 生 田けいこ外二十九名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七一〇号 昭和四十四年五月八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府城東区放出町四〇三 城間 房子外二十九名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七一二号 昭和四十四年五月八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府豊中市旭丘三ノ二六ノ三〇 六 桜井百合子外二十九名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七一二三三号 昭和四十四年五月八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都日野市日野六、九七八ノ一 六 山下愛輔外二十九名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四四七八号 昭和四十四年五月二日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 福岡県飯塚市西町九ノ三七 藤田 テルエ外二十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四四七九号 昭和四十四年五月二日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 福岡県糸島郡前原町加布里九二二ノ二 古家長幹外二千七百六十九名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四四八〇号 昭和四十四年五月二日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 福岡県筑後市大字野町六一 下川 浜子外二千九百九十九名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四四八一号 昭和四十四年五月二日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 和歌山県東牟婁郡熊野川町上長井 小倉尚子外千五百九十六名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四四八二二号 昭和四十四年五月二日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 福岡市大字老司八一〇 水上吾郎 外二千五百八名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四六九一号 昭和四十四年五月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 和歌山県那賀郡岩出町高瀬一六ノ二六 川澄文子外三百五十八名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四六九二二号 昭和四十四年五月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 和歌山県市毛辺一、四二七 山田義 美外六百三十名

紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四六九三三三号 昭和四十四年五月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 高知市百石町三七 福島操子外四千四百一十一名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四六九四号 昭和四十四年五月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 福井市松本町三ノ一六〇二〇(桜荘八号)堀口とし子外二百七十九名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四六九五号 昭和四十四年五月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 岩手県岩手郡玉山村藪川字町村香西蘭子外千四百九十八名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四六九六号 昭和四十四年五月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 山形県天童市東本町二丁目 藤野良男外七百三十四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四六九七号 昭和四十四年五月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 石川県金沢市泉野町三ノ一三ノ二五 奥田喜久子外千二百二十五名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四六九八号 昭和四十四年五月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 長野県飯田市大瀬木三、八〇九ノ一 平田喜久子外三千三百十七名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四六九九号 昭和四十四年五月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 岡山市浜操山町二一九 渡辺尊子外二千四百二十七名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四七〇〇号 昭和四十四年五月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 和歌山県御坊市御坊四七 原節代外五百七十三名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四七〇一号 昭和四十四年五月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 長野県小県郡塩田町舞田 谷川堯外三百十名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四七〇二号 昭和四十四年五月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 青森県弘前市紺屋町八五 五十嵐晋外四百十六名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四七〇三号 昭和四十四年五月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 岡山県津山市小田中八五九ノ三 広野浩一外二千七百九十九名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四七〇四号 昭和四十四年五月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 長野県佐久市大字平賀三、五三五 小林むつみ外四百九十四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四七〇五号 昭和四十四年五月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 和歌山県田辺市下屋敷七三 湯川百代外千三百九十四名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四七〇六号 昭和四十四年五月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市本町三ノ二ノ一六 田沼富喜外千四十九名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四六二八号 昭和四十四年五月八日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立に関する請願

請願者 神奈川県秦野市堀山下一、二二四 山口一夫外五千七百七十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第四六二九号 昭和四十四年五月八日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市辻堂神台二ノ五ノ三二 神谷五郎外五千八百五十五名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第四六三〇号 昭和四十四年五月八日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立に関する請願

請願者 横浜市鶴見区岸谷二ノ七七 川原藤外千八百二十七名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第三六三二号 昭和四十四年五月八日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立に関する請願

請願者 神奈川県中郡大磯町国府新宿三三二 秋山正邦外六千二百二十三名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第四六三二号 昭和四十四年五月八日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立に関する請願

請願者 横浜市鶴見区馬場町九七二 高梨守外五千九百九十八名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第四六三三号 昭和四十四年五月八日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立に関する請願

請願者 神奈川県川崎市伊勢町九三 山口昌男外千九百九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第四六三四号 昭和四十四年五月八日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立に関する請願

請願者 神奈川県小田原市曾我谷津六〇九 長田春雄外四千七百九十名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第四六六一号 昭和四十四年五月八日受理

養護教諭全校必置等に関する請願

請願者 島根県益田市上吉田元町三一六 田中令一外九百八十五名

紹介議員 安永 英雄君

養護教諭の全校必置等左記事項の実現を図られたい。

一、養護教諭の標準定数法を改正して全校必置とすること。

二、へき地、離島等の学校に養護教諭を確保するため条件整備をおこない優遇措置をとること。

三、養護教諭の養成制度を確立し、養成機関の増設拡充を図ること。

理由

養護教諭は、小規模な学校には配置されてなく、大規模な学校には一名しかない。また養護教諭のいない学校では一般職員がその任務を負担せられており、専門職ではないから子どもの健康管理が十分でない。

第四六六二号 昭和四十四年五月八日受理

養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等に関する請願(三通)

請願者 三重県桑名市外堀町一六八 長谷川正次外二千二百八十七名

紹介議員 安永 英雄君

学校教育法の一部および定員定数法を抜本的に改正し、左記事項の実現を図りたい。

一、すべての学校に養護教諭を必置すること。

二、養護教諭の養成について抜本的施策を講ずること。

三、国立大学に養護教諭養成機関の設置を積極的に進めること。

理由

学校教育法第二十八条、第四十条において小、中学校に養護教諭の必置が規定されているが、同法第三十三条に「小学校と中学校には当分の間養護教諭を置かないことができる」との規定があり、また同法第五十条第二項に「高等学校には養護教諭を置くことができる」という任意規定があるため、小、中学校、高等学校の各校には必置されていない。

第四六六三号 昭和四十四年五月八日受理

養護教諭を各学校に必置するとともに養護教諭養成所設置促進に関する請願(七通)

請願者 茨城県行方郡潮来町潮来六九一ノ一 石田順外三千五百二十名

紹介議員 安永 英雄君

学校教育法第二十八条の精神を尊重し、すべての学校に養護教諭をおくことができるよう関係法規を改正されたい。また、養護教諭の養成について抜本的施策を樹立するよう、とくにすべての学校に養護教諭をおくことのできる養成計画と養成所設置を積極的に推進されたい。

理由

一、学校教育法第二十八条、第四十条に小、中学校に養護教諭の必置が規定されているが、同法第三十三条に「小学校・中学校には当分の間養護教諭をおかないことができる」との規定があり、また、同法第五十条第二項に「高等学校には養護教諭をおくことができる」という任意規定になっているため、小、中学校、高等学校の

各校には必置されていない。

二、わが国は学校医が常勤でないため、養護教諭の活動にまつものが多い。

三、近年、地域社会や各種団体において、子ども健康を守る運動が活発になり、学校に養護教諭がいてくれたらという切望の声がでている。

四、学校教育法の設置条項の曲解と地方財政の窮迫のため、養護教諭がおかれなく、配置基準も大規模校中心で小規模校保健がなおざりになっている。このようなことから、各界に養護教諭が数校兼務をしいられている事態が発生しており、養護教諭は、仕事の過度な負担を専門職として仕事を遂行することの困難さを感じている。

五、かかる事態をひきおこしている大きな要因は養護教諭の養成対策が不十分な点にある。学校教育法で「当分の間」と規定したのも、養護教諭の資格者が得られないためといわれる。

第四六六四号 昭和四十四年五月八日受理

過疎地域における公立義務教育諸学校の標準定数改正に関する請願

請願者 福島県いわき市高坂町一ノ五六ノ二 高橋久外三百二十一名

紹介議員 川村 清一君

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項中「次の表」を「第一表及び第二表」に、「同表下欄」を「それぞれ第一表又は第二表の下欄」に、同項の表中「国立短期大学の名称」位置

国立短期大学の名称

を「第一表 国立短期大学の名称」位置

大学の名称」に改め、同表の次に次の一表を加える。

第二表

国立短期大学の名称	位	置
岩手大学教育短期大学部	岩手県	上欄の国立短期大学を併設する国立大学の名称
岩手大学	岩手県	岩手大学

この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。

第四七二〇号 昭和四十四年五月八日受理

埼玉大学内に国立養護教諭養成所設置に関する請願

請願者 東京都文京区湯島二ノ二五ノ四 高知滋外二百三十三名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第四〇六九号と同じである。

第四七二二号 昭和四十四年五月八日受理

過密地域における公立義務教育諸学校の標準定数改正に関する請願

請願者 愛知県丹羽郡岩倉町大字岩倉字宮東七 大野昌雄外三千七百九十八名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

五月十九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案(安永英雄君外一名発議)

国立学校設置法の一部を改正する法律案

宮城教育大学短期大学部	宮城県	宮城教育大学
秋田大学教育短期大学部	秋田県	秋田大学
山形大学教育短期大学部	山形県	山形大学
福島大学教育短期大学部	福島県	福島大学
宇都宮大学教教短期大学部	栃木県	宇都宮大学
群馬大学教育短期大学部	群馬県	群馬大学
埼玉大学教育短期大学部	埼玉県	埼玉大学
東京学芸大学短期大学部	東京都	東京学芸大学
横浜国立大学教育短期大学部	神奈川県	横浜国立大学
新潟大学教育短期大学部	新潟県	新潟大学
富山大学教育短期大学部	富山県	富山大学
金沢大学教育短期大学部	石川県	金沢大学
福井大学教育短期大学部	福井県	福井大学
山梨大学教育短期大学部	山梨県	山梨大学
信州大学教育短期大学部	長野県	信州大学
岐阜大学教育短期大学部	岐阜県	岐阜大学
静岡大学教育短期大学部	静岡県	静岡大学
三重大学教育短期大学部	三重県	三重大学
滋賀大学教育短期大学部	滋賀県	滋賀大学
京都教育大学短期大学部	京都府	京都教育大学
神戸大学教育短期大学部	兵庫県	神戸大学
奈良教育大学短期大学部	奈良県	奈良教育大学
和歌山大学教育短期大学部	和歌山県	和歌山大学
鳥取大学教育短期大学部	鳥取県	鳥取大学
島根大学教育短期大学部	島根県	島根大学
広島大学教育短期大学部	広島県	広島大学
山口大学教育短期大学部	山口県	山口大学

香川大学教育短期大学部	愛媛大学教育短期大学部	高知大学教育短期大学部	福岡教育大学短期大学部	佐賀大学教育短期大学部	長崎大学教育短期大学部	大分大学教育短期大学部	宮崎大学教育短期大学部	鹿児島大学教育短期大学部
香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	宮崎県	鹿児島県
香川大学	愛媛大学	高知大学	福岡教育大学	佐賀大学	長崎大学	大分大学	宮崎大学	鹿児島大学

附
則

1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の国立学校設置法第三条の第三項第二表の上欄に掲げる国立短期大学の教育課程は、当分の間、養護教諭の二級普通免許状の取得に必要な授業科目によつて編成するものとする。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十五年度（初年度）において約五億六千万円の見込みである。

五月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
 (第四七四六号) (第四七七七号) (第四七七八号)
 (第四七四九号) (第四七五〇号) (第四七八八号)
 (第四八一三号) (第四八一四号) (第四八一五号)
 (第四八一六号) (第四八一七号) (第四八二八号)
 (第四八三三号) (第四八五四号) (第四八五五号)
 (第四八七二号) (第四八七三号) (第四八七四号)
 (第四八七五号) (第四九四三三号) (第四九四四号)
 (第四九四五号) (第四九四六号) (第四九四七号)
 (第四九六五号) (第四九六六号) (第四九六七号)
 (第四九九五号) (第四九九六号)

[illegible]

請願者 鳥取県東伯耆赤碕町安田 真山栄
吉外三百六十四名
紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四八一八号 昭和四十四年五月十日受理
蹟国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 東京都杉並区堀ノ内一ノ八ノ三ノ
三〇一 馬場嘉光外七名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四八三三号 昭和四十四年五月十日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十一通)
請願者 福島県会津若松市馬場新道甲三三三
五 塚原幸一外二百九十二名
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四八五二号 昭和四十四年五月十二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十通)
請願者 岡山市西大寺四四一 川野雪子外
三百九十一名
紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四八五三三号 昭和四十四年五月十二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(八通)
請願者 山口県徳山市弥生町三ノ一 玉井
琢磨外百九十三名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四八五四号 昭和四十四年五月十二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(五通)
請願者 山口県岩国市大字小瀬一、〇四一
山本信吉外百三十九名
紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四八五五号 昭和四十四年五月十二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(三通)
請願者 山口市大内長野一、八二〇 出口
久一外七十二名
紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四八七二号 昭和四十四年五月十二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 青森県弘前市富田三丁目青森県傷
痍軍人会内 赤石長兵衛外二十三
名
紹介議員 津島 文治君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四八七三三号 昭和四十四年五月十二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 徳島市万代町一ノ一徳島県厚生課
内徳島県軍恩連盟内 杉山香也外
二十三名
紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四八七四号 昭和四十四年五月十二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(四通)
請願者 長野県諏訪市西神町 河西慶雄外
四十二名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四八七五号 昭和四十四年五月十二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(九通)
請願者 長崎県佐世保市船越町七一九葉南
地区遺族会内 丸田周一外百四十
九名
紹介議員 田口長治郎君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四九四三三号 昭和四十四年五月十三日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十通)
請願者 山口県大島郡橋町日新 竹川由恵
外二百四十四名
紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四九四四号 昭和四十四年五月十三日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(八通)
請願者 山口県徳山市戸田佐畑 吉信ヨシ
子外百九十二名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四九四五号 昭和四十四年五月十三日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(五通)
請願者 山口県下関市後田町二丁目 広田
智子外百二十一
紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四九四六号 昭和四十四年五月十三日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(三通)
請願者 山口県防府市富海西町 上田美由
喜外七十名
紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四九四七号 昭和四十四年五月十三日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 茨城県水戸市新原町一ノ一六ノ五
五 佐藤文蔵外二十二名
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四九六五号 昭和四十四年五月十三日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 岩手県下閉伊郡普代村第一三三三
普代二六普代村遺族会内 三根
時雄外二十三
紹介議員 岩動 道行君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四九六六号 昭和四十四年五月十三日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 奈良県山辺郡都祁村大字蘭生七
六 倉西松男外三十五名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四九六七号 昭和四十四年五月十三日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 広島市基町一〇ノ五二広島県軍恩
連盟内 田辺松太郎外二十四名
紹介議員 中津井 真君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四九九五号 昭和四十四年五月十四日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十通)
請願者 山口県熊毛郡熊毛町大字八代二、
三三二 鬼武静江外二百四十二名
紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四九六六号 昭和四十四年五月十四日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(八通)
請願者 山口県大島郡東和町伊保田 藤原
千代子外百八十四名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四九六七号 昭和四十四年五月十四日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(五通)
請願者 山口県岩国市大字矢尾一、二四四
山田美則外百二十名
紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四九八八号 昭和四十四年五月十四日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(三通)
請願者 山口県防府市富海 河杉秋作外七

十三名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四九九九号 昭和四十四年五月十四日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 東京都小金井市本町六ノ六ノ三小
金井市遺族会内 中田喜藏外二十
四名

紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五〇二〇号 昭和四十四年五月十四日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 佐賀県伊万里市立花町八四八 松
尾フミエ外百九十八名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五〇七一号 昭和四十四年五月十五日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(八通)

請願者 山口県萩市見島 長富忠一外二百
二十九名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五〇七二号 昭和四十四年五月十五日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(八通)

請願者 山口県阿武郡田万町大字江崎
八、六〇八 藤田一美外百五十二名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五〇七三三号 昭和四十四年五月十五日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(五通)

請願者 山口県下関市安岡町五九一 新田
正雄外百十五名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五〇七四四号 昭和四十四年五月十五日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 高知県幡多郡佐賀町市野瀬 矢野
巖外二十三名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五〇七五五号 昭和四十四年五月十五日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 新潟市一番堀通泉行第二分館内新
潟県傷痍軍人会内 丸山新市外二
十五名

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五〇七六六号 昭和四十四年五月十五日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 岩手県西磐井郡平泉町平泉平泉町
遺族会内 小野寺茂樹外二十三名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五〇八四四号 昭和四十四年五月十五日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)

請願者 山口県玖珂郡美和町大字生見 貞
村道人外七十一名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五一一二二二号 昭和四十四年五月十五日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)

請願者 岩手県金石市鶴住居町一三ノ五鶴
住居遺族会内 阿部進外四十名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五一四七号 昭和四十四年五月十五日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 長野県小諸市相生町一ノ六一五
小林益三外九名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五一七六六号 昭和四十四年五月十六日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 熊本県下益城郡松橋町沖塘 岡崎
喜代次外百九十五名

紹介議員 園田 清充君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五一七七七号 昭和四十四年五月十六日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市城内二九三 永田積
恵外二百三十一名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五一七八八号 昭和四十四年五月十六日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)

請願者 山口県玖珂郡美和町大字新樹一、
三二六 浅田謙二郎外六十九名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五一七九号 昭和四十四年五月十六日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(五通)

請願者 山口県宇部市東琴芝台 三隅庵外
百三十六名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五一八〇号 昭和四十四年五月十六日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(八通)

請願者 山口県阿武郡旭村佐々並 中村繁

第五二二二二二号 昭和四十四年五月十六日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十七通)

請願者 大分県宇佐市大字四日市 大久保
国作外三百七十四名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五二二二二二号 昭和四十四年五月十六日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十通)

請願者 山口県岩国市三笠町二ノ三ノ三
〇 山本恵美子外二百二十九名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五二二二二二号 昭和四十四年五月十六日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市仙北二ノ一〇ノ一
〇 兼平重次郎外三十五名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五二二二二二号 昭和四十四年五月十六日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十通)

請願者 青森市合浦二ノ一四ノ三一 大沢
喜美恵外百八十五名

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五二二二二二号 昭和四十四年五月十六日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(八通)

請願者 青森市中央二ノ四ノ八 奈良岡て
る外百六十一名

紹介議員 山崎 龍男君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五二二二二二号 昭和四十四年五月十六日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十七通)

請願者 大分県宇佐市大字四日市 大久保
国作外三百七十四名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五二五六号 昭和四十四年五月十六日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 高知県高岡郡日高村長畑 中野重
堀外二十四名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五二五七号 昭和四十四年五月十六日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)

請願者 富山県高岡市湊町 高畑久作外七
百八十五名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五二五八号 昭和四十四年五月十六日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)

請願者 徳島市国府町敷地二二二 鎌田晴
太郎外五十一名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五二七一号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 岩手県和賀郡東和町東晴山 島山
恵三外二十四名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五二七二号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 静岡市柿木二五〇ノ二護国記念館
内静岡県郷友連盟内 野中俊雄外
二十二名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五二七三三号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(五通)

請願者 千葉県習志野市津田沼六ノ一、五
四〇 吉野権六外六百六十三名

紹介議員 渡辺一太郎君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五二七四号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十通)

請願者 山口県徳山市大字上村 土蔵孝順
外二百十四名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五二七五号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二十四通)

請願者 山口県阿武郡阿武町宇田郷 中野
菊熊外五百八十名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五二七六号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(五十六通)

請願者 山口県宇部市大字西岐波一、六四
七 植田高一外千五百八十名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五二七八号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(一通)

請願者 徳島県美馬郡穴吹町宇市ノ下 藤
川安男外五十二名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五二一九号 昭和四十四年五月十七日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)

請願者 徳島市秋田町二丁目 油谷守二外
五十一名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五三二〇号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(三通)

請願者 山口県玖珂郡周東町大柿 弘永芳
江外七十一名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五三二二号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(六通)

請願者 佐賀県杵島郡有明町廻里 白浜キ
チ外百四十三名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五三三三三号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(八通)

請願者 東京都小金井市貫井北町二ノ八ノ
一〇 清水正雄外百十名

紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第五三三四号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(七通)

請願者 島根県松江市西忌部町 恩田愛之
助外百四十九名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第四七五一号 昭和四十四年五月九日受理
私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

一 泉柳次郎外二千四百十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第四七五二二号 昭和四十四年五月九日受理
私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 東京都世田谷区梅丘一ノ四〇ノ
五 根本君一外二千六百五十一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第四七五三三三号 昭和四十四年五月九日受理
私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 横浜市港北区長津田町二二七 小
林政一外二千九百九十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第四七五四四号 昭和四十四年五月九日受理
私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 大分市大字葛木四三七 柴田信子
外二千五百二十八名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第四七五五五号 昭和四十四年五月九日受理
私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 北九州市八幡区台良町一丁目 永
田豊子外二千三百二十五名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第四七五六六号 昭和四十四年五月九日受理
私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

に関する請願

請願者 大阪市西成区柳通六ノ八 丸投昇
外三千二百三十八名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第四七五七号 昭和四十四年五月九日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 東京都町田市玉川学園六ノ三ノ五
七 三木寿雄外二千七百二十一名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五〇八三三号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願(八通)

請願者 神奈川県横須賀市田浦町二ノ八
岡本又三外一万四千四百八十四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一二六号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願(八通)

請願者 愛知県豊橋市岩崎町字坂尻九 若
山昌洋外三千七百七名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一二七号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市平作八ノ八ノ
一 山本和夫外千九百五十一名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一二八号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 神奈川県川崎市生田七、七八七
松沢俊明外千五百四十一名

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一二九号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 神奈川県小田原市栄町一ノ一六ノ
三九 石川福松外千九百九十九名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一三〇号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 横浜市港北区長津田町三、二八八
今村清外千八百十名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一三一号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 神奈川県川崎市北谷町九四 石沢
重雄外千九百九十九名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一三二号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市浦賀町二ノ二六
長島貢外千七百四名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一三三三号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 東京都世田谷区玉川等々力町二ノ
八九 鈴木利吉外千九百九十九名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一三四号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 神奈川県川崎市土橋三八二 大久
保敏夫外千九百九十九名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一三五号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 神奈川県川崎市北賀瀬三六八 大
内正義外千六百四十九名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一三六号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 横浜市神奈川区羽沢町一、一九八
並木龍男外二千五百五十二名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一三七号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市安浦町一ノ四

石田政雄外千九百七十八名

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一三八号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 神奈川県逗子市久木二ノ一ノ一
五 関根妙子外千九百九十九名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一三九号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 神奈川県川崎市南幸町一ノ五一
千葉順外千四百六十一名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一四〇号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 神奈川県小田原市栢山九七四 黒
柳正雄外千九百九十九名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一四一号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願

請願者 神奈川県川崎市新作四八五 坂本
みず代外千五百三十三名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一四二号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市平作五ノ五ノ一

瀧口平次郎外千七百八十九名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一四三号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市武三二 長橋

孝外千七百二十名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一四四号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願

請願者 東京都大田区仲池上一ノ二九ノ一

渡辺源蔵外千五百九十三名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一四五号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願

請願者 横浜市鶴見区北寺尾一七八 三橋

正雄外千六百三十七名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一四六号 昭和四十四年五月十五日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願

請願者 横浜市鶴見区生麦町五ノ二四ノ一

八 塩野勉外千七百四十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二二三号 昭和四十四年五月十六日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願(二通)

請願者 横浜市戸塚区瀬谷町四、六三七

中村三郎外四千九百十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二一四号 昭和四十四年五月十六日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願

請願者 愛知県豊川市萩山町一ノ五一 西

郷幸盛外六十五名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二一五号 昭和四十四年五月十六日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願

請願者 愛知県豊橋市向山東町八三 河合

庄治外六十四名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二一六号 昭和四十四年五月十六日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願

請願者 名古屋市中区和区一ツ山三ノ二四

野原敏雄外六十五名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二一七号 昭和四十四年五月十六日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市成田町三三ノ八

亀山享外五十名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二一八号 昭和四十四年五月十六日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願(二通)

請願者 神奈川県横須賀市公郷町二ノ二五

木村久子外四千八百三十二名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二一七号 昭和四十四年五月十七日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願

請願者 神奈川県秦野市名古木七九一 小

泉三代次外千五百一十一名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二七八号 昭和四十四年五月十七日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市浄明寺三九七 富

井久江外九百八名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二七九号 昭和四十四年五月十七日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願(二通)

請願者 横浜市磯子区中原町七三三 野中

まり子外三千四百一十一名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二八〇号 昭和四十四年五月十七日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願(二通)

請願者 神奈川県横須賀市三春町一ノ一四

飯島正雄外二千七百六名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二八一号 昭和四十四年五月十七日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願(二通)

請願者 横浜市戸塚区阿久和町三、一九九

田中榮作外三千五百九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二八二号 昭和四十四年五月十七日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願(二通)

請願者 横浜市西区元久保町七八 名取辰

雄外二千一百七名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二八三号 昭和四十四年五月十七日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願(二通)

請願者 横浜市南区下永谷町二、一九七

佐藤和子外三千九十四名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二八四号 昭和四十四年五月十七日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願(二通)

請願者 神奈川県川崎市久末三、一一一ノ

三六 高橋康男外三千三百八十六名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二八五号 昭和四十四年五月十七日受理

私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立

に関する請願(二通)

請願者 横浜市神奈川区六角橋四ノ一九ノ三〇 増田秀雄外四千七百一十一名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二八六号 昭和四十四年五月十七日受理
私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立に関する請願(三通)
請願者 広島県佐伯郡五日市町字五日市二、八〇四ノ二二六 佐伯邦男外二千五百九十八名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二八七号 昭和四十四年五月十七日受理
私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立に関する請願(二十五通)
請願者 名古屋市東区飯田町三ノ一 服部一美外一万七千八百四十八名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第四七五八号 昭和四十四年五月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市北六条西七丁目 村田英二外二十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七五九号 昭和四十四年五月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市東月寒四一ノ二 広沢邦男外二十九名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七六〇号 昭和四十四年五月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上甲東壺一ノ一四三 赤松龍子外三十九名
紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七六一号 昭和四十四年五月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市北七条西一八丁目 吉崎静江外二十九名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七六二号 昭和四十四年五月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市北一四条東三丁目 岸明文外二十九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七九〇号 昭和四十四年五月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 静岡市城内町四ノ一〇 尾白清外二百五十二名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七九一号 昭和四十四年五月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二通)
請願者 神戸市兵庫区山田町上谷上市堂住宅一、七五一 春井誠二外五十九名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七九二号 昭和四十四年五月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市枝川町一ノ七三ノ四〇一 市村方子外二十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七九三号 昭和四十四年五月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 大阪府吹田市山田下二、八九八ノ一四 白土芳人外二十九名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七九四号 昭和四十四年五月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 大阪府都島区内代町四ノ二五ノ一 山田忠美子外二十九名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七九五号 昭和四十四年五月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 京都市東山区山科竹鼻地藏寺南町一六 金沢重夫外二十九名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七九六号 昭和四十四年五月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 滋賀県八日市市五智町二五一ノ三 宇根孝昌外二十九名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八二二号 昭和四十四年五月十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市月寒東一条九丁目 大谷光外二十九名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八二三号 昭和四十四年五月十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 北海道空知郡栗沢町茂世丑六二八 目黒道子外三十九名
紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八二三号 昭和四十四年五月十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市川沿町一、六六九永和荘内 松浦由徳外二十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八二四号 昭和四十四年五月十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市麻生町六ノ八〇一ひまわり荘内 国吉玲子外二十九名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八二五号 昭和四十四年五月十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 北海道苫小牧市白金町二四ノ二 米谷郁夫外二十九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八四一号 昭和四十四年五月十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区玉川奥沢町一ノ四〇六 久保淳子外二十九名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八四二号 昭和四十四年五月十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 大阪府東淀川区瑞光通五ノ二七

船瀬富子外二十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八四三号 昭和四十四年五月十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 岩手県宮古市和見町六ノ二九 佐

藤恰当外二十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八四四号 昭和四十四年五月十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 京都市北区小北玄以町八 平井

敬子外二十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八四五号 昭和四十四年五月十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪市東区岡山町三五八 田中政

己外二十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八四六号 昭和四十四年五月十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府高槻市川西一ノ五ノ四 中

村正鷹外二十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八四七号 昭和四十四年五月十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市浄明寺五〇三 今

西信子外二十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八五八号 昭和四十四年五月十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道小樽市入船四ノ一三ノ一

九 山口英子外二十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八五九号 昭和四十四年五月十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道江別市美原三四三 宮崎静

夫外二十九名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八六〇号 昭和四十四年五月十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）

請願者 札幌市南四条西一八丁目 鹿毛美

千子外二百四十九名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八六一号 昭和四十四年五月十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）

請願者 札幌市北五条西二二丁目 鎌田京

子外三十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八六二号 昭和四十四年五月十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市豊平四条一丁目 井上平三

郎外二十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八九二号 昭和四十四年五月十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道北見市屯田町一二五ノ六

岩井恵子外百四十四名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八九三号 昭和四十四年五月十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区東新小岩一ノ四ノ三

島本博康外九十七名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八九四号 昭和四十四年五月十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市西一ノ一ノ一七

細川成夫外七十九名

紹介議員 竹山 現照君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八九五号 昭和四十四年五月十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都文京区小日向町二ノ八ノ八

河毛俊作外三十八名

紹介議員 鶴岡 折夫君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八九六号 昭和四十四年五月十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市南町一〇ノ二四

山崎善幸外百二十九名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八九七号 昭和四十四年五月十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道北見市寿町三ノ一 佐蔵信

子外百名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四八九八号 昭和四十四年五月十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神奈川県横浜須賀野市西逸見町一ノ八

七 鈴木キヌ外百十八名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四九四九号 昭和四十四年五月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市北一〇条一二丁目 松岡敬

外二十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四九五〇号 昭和四十四年五月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道苫小牧市西弥生町六ノ九

市川三枝子外二十九名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四九五一号 昭和四十四年五月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市打出親王塚町三七木

村ちよの方 長尾寿子外三十一名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四九五二号 昭和四十四年五月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道歌志内市歌神七二 柏木雄

美外二十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四九五三号 昭和四十四年五月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道苫小牧市王子町中部四区一

二ノ二 渡辺幸一外二十九名

紹介議員 西村 閑一君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四九七一号 昭和四十四年五月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神戸市兵庫区上三条町一〇四 川

口悟外二十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四九七二号 昭和四十四年五月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区桃ヶ池町二ノ五ノ

二 竹内文子外二十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四九七三号 昭和四十四年五月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 秋田県湯沢市松沢字森道上二四三

進藤広衛外二十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四九七四号 昭和四十四年五月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪市住吉区粉浜東の町三ノ四

七 小沢忠雄外二十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四九七五号 昭和四十四年五月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪市東淀川区三津屋北通三ノ六

牛島善雄外二十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四九七六号 昭和四十四年五月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪市城東区関日町一ノ二二 村

井啓二外二十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四九七七号 昭和四十四年五月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 滋賀県八日市市浜野町三ノ八 森

圭子外二十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇〇四号 昭和四十四年五月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市南六条西二六丁目 渡辺良

樹外二十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇〇五号 昭和四十四年五月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市旭ヶ丘一ノ二九ノ九

佐々木忍外二十九名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇〇六号 昭和四十四年五月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市小金湯六四四 佐藤すみ子

外二十九名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇〇七号 昭和四十四年五月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二

通)

請願者 札幌市南九条西五丁目 久井良子

外百七十五名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇〇八号 昭和四十四年五月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道苫小牧市西弥生町二ノ六

君島龍郎外二十九名

紹介議員 西村 閑一君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇〇八号 昭和四十四年五月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 新潟市東堀十番町一、七四三 山

田イチ外三十四名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇二九号 昭和四十四年五月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東難波町三ノ一九ノ

八 富田サヨ子外二十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇三〇号 昭和四十四年五月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 奈良市三碓町四八四 寺川勝子外

二十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇三二号 昭和四十四年五月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市段上町三ノ五八 鈴

木尚子外二十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇三三号 昭和四十四年五月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪市東住吉区田辺本町八ノ五

村上徹外二十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇三三三号 昭和四十四年五月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪市東住吉区喜連町一、七三九

ノ七 香川久昌外二十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇三四号 昭和四十四年五月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府枚方市東香里一ノ二一ノ一

八ノ一〇三 河村光章外二十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇三五号 昭和四十四年五月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都日野市多摩平団地二八ノ四

青木照枝外二十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇七八号 昭和四十四年五月十五日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市北七条西五丁目 紺谷吉弘

外二十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇七九号 昭和四十四年五月十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 北海道小樽市西高島町一五三 山
田朝子外三十六名
紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇八〇号 昭和四十四年五月十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市発寒三条二丁目 荒川みき
江外二十九名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇八一号 昭和四十四年五月十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市北二五条東九丁目 伊藤美
保子外二十九名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五〇八二号 昭和四十四年五月十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 北海道苫小牧市西弥生町二ノ六
君嶋金一外二十九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五二〇九号 昭和四十四年五月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市白石町平和通一ノ北三九
岡嘉彦外三十九名
紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五二一〇号 昭和四十四年五月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市東月寒四一ノ二 高橋義人
外二十九名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五二一一号 昭和四十四年五月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市北野三五〇 境きよの外六
十三名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五二一二号 昭和四十四年五月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 宮城県名取郡岩沼町字東桜五九
葛城典子外二十九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五二一六号 昭和四十四年五月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都大田区大森南一ノ一四ノ二
後藤知江子外四千八百名
紹介議員 中村 正雄君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五二二二号 昭和四十四年五月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都大田区大森南三ノ一七ノ一
一 田中真隆外四千八百名
紹介議員 松下 正寿君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五二八九号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市芹沢一、〇八
四 田尻清子外二十九名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五二九〇号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 北海道千歳市清水町四ノ一 岸本
羊一外二十九名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五二九一号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市北一条西六丁目内藤方 渡
部朝子外二十九名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五二九二号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 新潟市窪田町二ノ二八 宮崎ハ
ル外四百九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五二九三号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 北海道苫小牧市錦町一 中村信一
外二十九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五三二三号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都江戸川区西小岩五ノ九ノ二
十九通
紹介議員 片山 武夫君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

三 秋山さと外五千七百七十七名
紹介議員 松下 正寿君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第五三三四号 昭和四十四年五月十七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神奈川県足柄上郡中井町本境一、
六八三 相原久間男外八千四百四十
四名
紹介議員 中村 正雄君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第四七八九号 昭和四十四年五月九日受理
過密地域における公立義務教育諸学校の標準定数
改正に関する請願
請願者 愛知県丹羽郡岩倉町門前 岡田隆
義外四千七十六名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第四八三一号 昭和四十四年五月十日受理
過密地域における公立義務教育諸学校の標準定数
改正に関する請願
請願者 愛知県常滑市字山方一三三ノ三
三浦順子外四千四百四十六名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第四九八二号 昭和四十四年五月十三日受理
過密地域における公立義務教育諸学校の標準定数
改正に関する請願
請願者 愛知県碧南市字浜尾九二ノ一 杉
浦寛郎外千二百七名
紹介議員 片山 武夫君
この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第四八九九号 昭和四十四年五月十二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都江戸川区西小岩五ノ九ノ二
十九通
紹介議員 片山 武夫君
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 福岡県田川郡香春町 高辻ムツ子
外二千九百九十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四九〇〇号 昭和四十四年五月十二日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 福岡市一本木一七 富岡ナミ外
二千九百六十五名

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四九〇一号 昭和四十四年五月十二日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 岩手県紫波郡紫波町犬吠森字境一
二四ノ五 八重島八重子外三千九
十八名

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四九〇二号 昭和四十四年五月十二日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 北九州市小倉区黒原南町 細川達
男外二千四百九十九名

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四九〇三号 昭和四十四年五月十二日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 福岡県大牟田市原山町一二八 久
保住子外二千九百九十九名

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四九〇四号 昭和四十四年五月十二日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 福岡県粕屋郡須恵町上須恵 小山
田喜美代外二千九百九十九名

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四九〇五号 昭和四十四年五月十二日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 福岡県大川市大字酒見二九ノ一
藤吉千賀子外二千九百九十九名

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四九〇六号 昭和四十四年五月十二日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 兵庫県伊丹市広畑四ノ二九 高岡
秀子外二千三百三十三名

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四九〇七号 昭和四十四年五月十二日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 福岡県久留米市荒木町荒木一、四
二八ノ三 樋口勝美外二千九百九
十九名

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四九〇八号 昭和四十四年五月十二日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 兵庫県豊岡市城南町三ノ二五 和
多田美智子外三百二十七名

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四九〇九号 昭和四十四年五月十二日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 北九州市門司区元谷町一丁目 桑
原喜美子外二千九百九十九名

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四九一〇号 昭和四十四年五月十二日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 長野県上水内郡幸村川上一、〇
二〇 松本弥寿雄外三千七十七名

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四九一一号 昭和四十四年五月十二日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 兵庫県多紀郡城東町井ノ上二二六
波部維外三千三百七十九名

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四九一二号 昭和四十四年五月十二日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 兵庫県豊岡市城南町三ノ二五 和
多田美智子外三百二十七名

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四九一三号 昭和四十四年五月十二日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 兵庫県豊岡市城南町三ノ二五 和
多田美智子外三百二十七名

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四九一四号 昭和四十四年五月十二日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 福岡県浮羽郡吉井町福益 大神芳
子外二千九百九十九名

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第四九一五号 昭和四十四年五月十三日受理
過疎地域における公立義務教育諸学校の標準定数
改正に関する請願

請願者 宮城県黒川郡大郷町大松沢字原三
武藤幸子外四千四名

この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。

第四九一六号 昭和四十四年五月十三日受理
過疎地域における公立義務教育諸学校の標準定数
改正に関する請願

請願者 三重県名張市桜ヶ丘三、〇八八
長谷川清太外二百九十三名

この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。

第四九一七号 昭和四十四年五月十三日受理
過疎地域における公立義務教育諸学校の標準定数
改正に関する請願

請願者 兵庫県出石郡出石町魚屋二二二
寺島圭子外百九十六名

この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。

第四九一八号 昭和四十四年五月十三日受理
過疎地域における公立義務教育諸学校の標準定数
改正に関する請願

請願者 兵庫県出石郡出石町魚屋二二二
寺島圭子外百九十六名

この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。

過疎地域における公立義務教育諸学校の標準定数
改正に関する請願

請願者 島根県江津市大字渡津 永井秋義
外三百七十八名

紹介議員 中村 正雄君
この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。

第四九八三号 昭和四十四年五月十三日受理
産炭地における学校教育の振興に関する請願

請願者 北海道北見市相内町二八九 林力
外四千四百三十六名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第七九八号と同じである。

第五一〇七号 昭和四十四年五月十五日受理
過疎地域における公立義務教育諸学校の標準定数
改正に関する請願(一通)

請願者 山形県東根市大字長瀬一、〇九七
堀江左一郎外二千九百八十四名

紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。

第五一二四号 昭和四十四年五月十五日受理
過疎地域における公立義務教育諸学校の標準定数
改正に関する請願

請願者 北海道赤平市平岸町西町 手塚智
一外二千五百名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。

第五一二五号 昭和四十四年五月十五日受理
過疎地域における公立義務教育諸学校の標準定数
改正に関する請願

請願者 青森県弘前市大字外崎字元九三
ノ七三 高橋芳枝外六百五十一名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。

第五二九五号 昭和四十四年五月十七日受理
過疎地域における公立義務教育諸学校の標準定数
改正に関する請願(一通)

請願者 広島県三原市沼田東町納所一六四
峠増一外九百五十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。

第五二二一号 昭和四十四年五月十五日受理
国立夜間短期大学(併設)の独立夜間大学への昇格
に関する請願(一通)

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺南町二ノ三
二ノ一四 中山勉外九名

紹介議員 任田 新治君

学校教育法第五十四条のつとり、国立夜間短期
大学(併設三箇年)を昇格し、独立校舎を有する夜
間大学(五箇年制)とされた。

理由

(1) 向学心のある勤労青年の教育について政府
は格段の配慮をすべきである。実技と理論と
が平衡した高級技術者要求は、産業界からも
ますます強くなっているが、この要望にこた
えるには夜間大学卒業生が最適である。

(2) 国立夜間短期大学の学生がさらに高度の知
識取得のため、また学士の称号をうるため昇
格を切実に求めている。

二、独立について

(1) 国立夜間短期大学は併設されているため、
母体である昼間大学の教職員、施設、設備を
共用する建前となつてはいるが、専任教官は同
数の学生定員を有する昼間大学の三分の一で
あり、その他、専用の研究室、施設、設備は
極度に切りつめられているので、教育上の不
備、支障、さらに昼夜間の摩擦の弊害があら
りにはなほなほだしい。

(2) 昼間部に併設されているため、予算面では
軽くあつかわれ、一学科あたり数十万円の程

度のもので、産振法により恵まれている工業
高校よりすくない。

(3) 昼夜兼任の昼間大学教官にとつては研究と
あわせて一人二役であり、さらに大学院生を
指導するときは実に一人三役となり、昼夜勤
が毎日ではないにせよ疲労がはげしく、いず
れの場合も教育、研究ともに十分な成果は望
み得ず、とくに研究に支障をきたす点につい
ての不満は強いものがある。

(4) 紛争の原因や昼夜間教官の不平など、いつ
さいを解消するには独立させるのが最もとも
当を得たものである。

(5) 米、ソ連においては、国公立の夜間大学が
多いことは注目すべきである。

(6) 米、ソ連の現状や中共の様子から、今後は
夜間大学教育を重視することなく、これら諸
国におくれぬよう、高級技術者養成の完成に
少なくとも国立夜間短期大学を独立させるこ
とが至当である。

三、夜間学生にとつて学生寮は必要不可欠なもの
であるから、これを大学構内に設置することも
あわせて切望する。(資料添付)

第五二二三号 昭和四十四年五月十五日受理
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律の改正に関する請願

請願者 静岡県沼津市三芳町一九〇ノ三
稲毛邦男外三百七十一名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第五二八八号 昭和四十四年五月十七日受理
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律の改正に関する請願

請願者 静岡県清水市駒越一四二ノ二 小
沢登外三百八十七名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第五一七五号 昭和四十四年五月十六日受理
著作権法の一部修正に関する請願

請願者 東京都渋谷区栄通一ノ二四協同組
合日本映画監督協会理事長 五所
平之助

紹介議員 山田 勇君

「映画監督」の権利と自由を守るため、著作権法案
の一部を左記のとおり修正されたい。

一、第二条第一項第十号を削除すること。

二、第十五条を、「法人その他使用者以下この条
において「法人等」という。の発意に基づきその法
人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物
で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表す
るものの著作者は、その作成の時に定める契約、
勤務規則その他において定めるところによる。」と
修正すること。

三、第十六条、第十八条第二項第三号、第二十
条第二項第三号、第二十九条、第五十四条第一項及
び第三項、附則第五条第一項を削除すること。

理由

「映画の著作権」は、今次改正のものとも大きな
問題の一つとされている。法案は、映画の著作権
において、完全に映画・放送企業に委任するもの
と化している。われわれは、このような法案の成
立を立法権の濫用とみなし、施行にあたつては違
憲の訴えを提起する覚悟である。わが国の映画界
は大手五社が独占的に支配している。その中で
「映画監督」は、悪条件の契約を強制される。法案
は企業の新兵器となり、さらに「映画監督」の権
利と自由を圧迫することになる。

第五二〇八号 昭和四十四年五月十六日受理
教育公務員特例法の一部改正案(教職特別手当法
案)反対に関する請願(十九通)

請願者 佐賀県神埼郡千代田町原の町 奥
松進外四百五十名

紹介議員 阿貝根 登君

昨年の通常国会で廃案になつた教育公務員特例法の一部改正案が今国会に、ほぼ同じ内容で提出されようとしているが、同案には絶対に反対であるから、これを廃案にするよう図られたい。

理由

- 一、地方公務員のうち、教育公務員のみ、労働基準法の適用を除外しなければならないのは、超勤手当不払いによる違法状態の解消以外なら合理的な理由がない。
- 二、労基法の適用を除外し、超勤手当を支給しないことになると、当局の態度いかんによつては無定量の勤務をしいられる可能性を生ずる。
- 三、文部省調査(昭和四十一年度)によつても、高校教師の週当り勤務時間数は五十一時間三十分で通常の勤務時間より七時間三十分の超過労働がなされているにもかかわらず、一箇月わずか六時間(四パーセントの場合)程度の特別手当では五分の一にも満たず労基法第三十七条の要件に該当しないばかりか他の公務員との均衡を失する。

第五二九四号 昭和四十四年五月十七日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願(二通)

請願者 大分市城南団地東町 野村新外八

十三名

紹介議員 西村 閑一君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第五号中正誤		ベジ 段 行 誤	九 四 終り 組織	三 二 七 教授	第六号中正誤	ベジ 段 行 誤	六 三 九 差しかかえ	二 一 終り 差しかかえ	第八号中正誤	ベジ 段 行 誤	三 二 終り どれらない	第九号中正誤	ベジ 段 行 誤	三 四 終り いったような	第十一号中正誤	ベジ 段 行 誤	八 一 九 〇 さすん	六 三 六 教育	五 四 七 基地	第十二号中正誤	ベジ 段 行 誤	五 三 終り 除々に	七 三 七 こと一	三 一 七 一台までは	第十三号中正誤	ベジ 段 行 誤	一 二 三 村上 松雄君	八 四 終り 生徒で	三 三 四 村上 松雄君	三 一 終り かしなが
			組織	教授			差しかかえ	プレスマン			どれらい			正	いったような		さすんで	教員	基地		正	徐々に	二と一	一台では		正	村山 松雄君	生徒が	村山 松雄君	かしなが